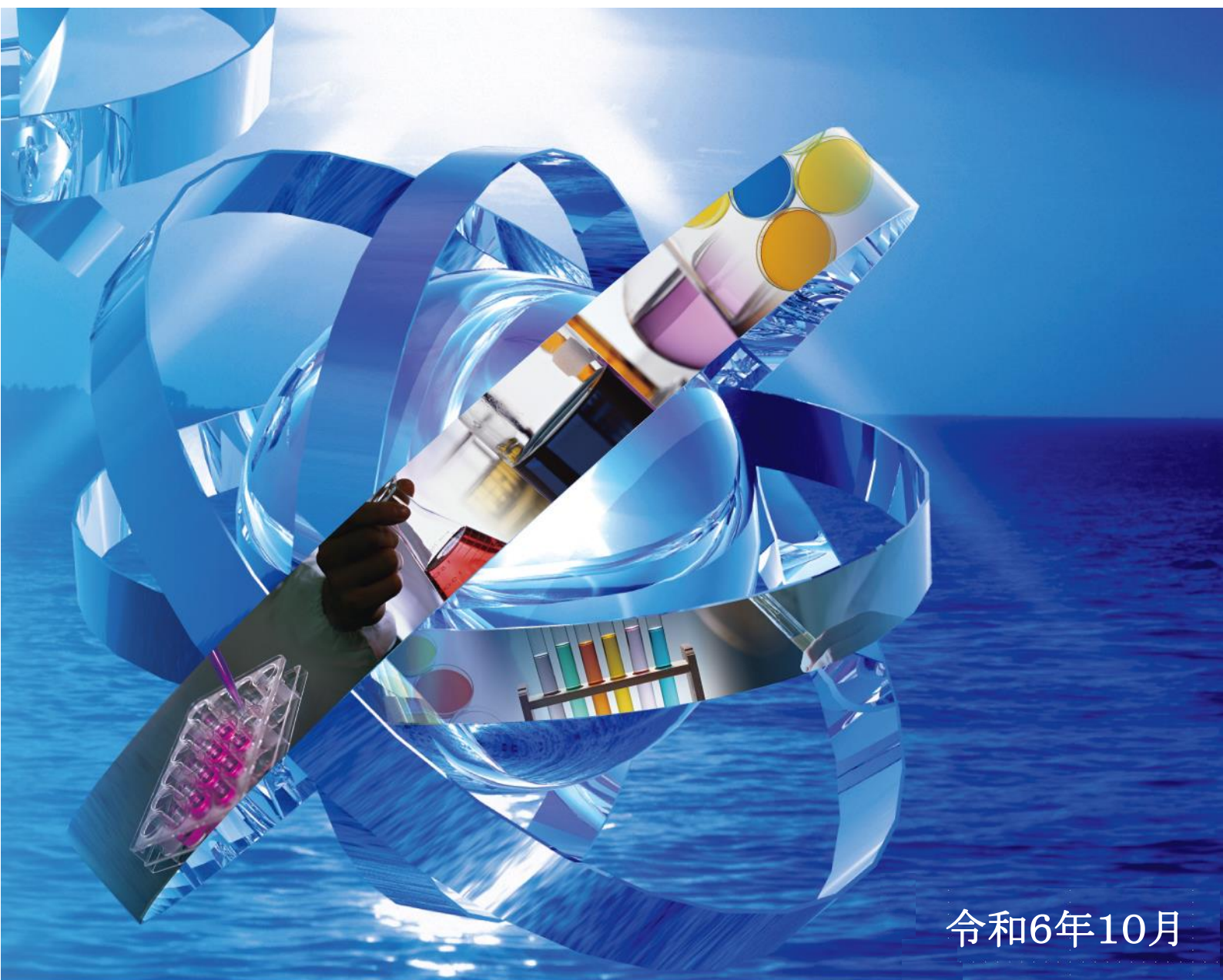


化学品を取り扱う事業者の方へ

－GHS対応－ 化管法・安衛法・毒劇法における ラベル表示・SDS提供制度

「化学品の分類および表示に関する
世界調和システム(GHS)」に基づく
化学品の危険有害性情報の伝達



令和6年10月



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

< 目次 >

国連GHS

GHSとは	1
GHS導入のメリット	3
GHSによる化学品の分類	5
表示による情報伝達	6
ラベル表示による情報伝達	7
SDSによる情報伝達	9

日本の取組み

日本におけるGHS導入に関する活動	10
日本産業規格（JIS）におけるGHSの導入	12
GHSの導入と化管法・安衛法・毒劇法の関係法令の改正について	13

化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

化管法に基づく情報提供・表示について	16
化管法に基づく情報提供について	17
化管法に基づく表示について	20
化管法法令等	21
第一種指定化学物質	23
第二種指定化学物質	33

安衛法（労働安全衛生法）

安衛法に基づく表示・文書交付制度	36
安衛法法令等	40
表示・通知義務対象物質	44

毒劇法（毒物及び劇物取締法）

毒劇法に基づく容器等への表示及び情報提供について	45
毒物劇物の原体・製剤と該当性について	46
毒劇法に基づく容器・被包への表示について	47
毒劇法に基づく情報提供について	48
毒劇法法令等	49

GHSとは(1)



は国際的に推奨されている化学品の
危険有害性の分類・表示方法です

国連GHS制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）の実施促進のための決議が採択されました。

国連GHS文書

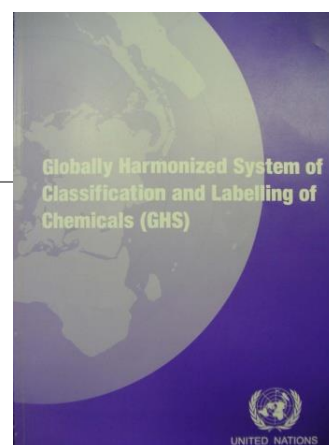
GHSの基本は国連GHS文書です

GHSの基本となるのは、国連GHS文書「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」です。表紙が紫色のため、通称、「パープルブック」と呼ばれています。

- 国連GHS文書は、本文と附属書から構成されています。
- 本文は、4部から構成され、これに10の附属書が添付されています。

国連GHS文書の構成

第1部	GHSの目的、範囲、適用や定義等の総論
第2部	物理化学的危険性について
第3部	健康に対する有害性について
第4部	環境に対する有害性について
附属書	ラベル要素の割当て、分類および表示に関する一覧表等



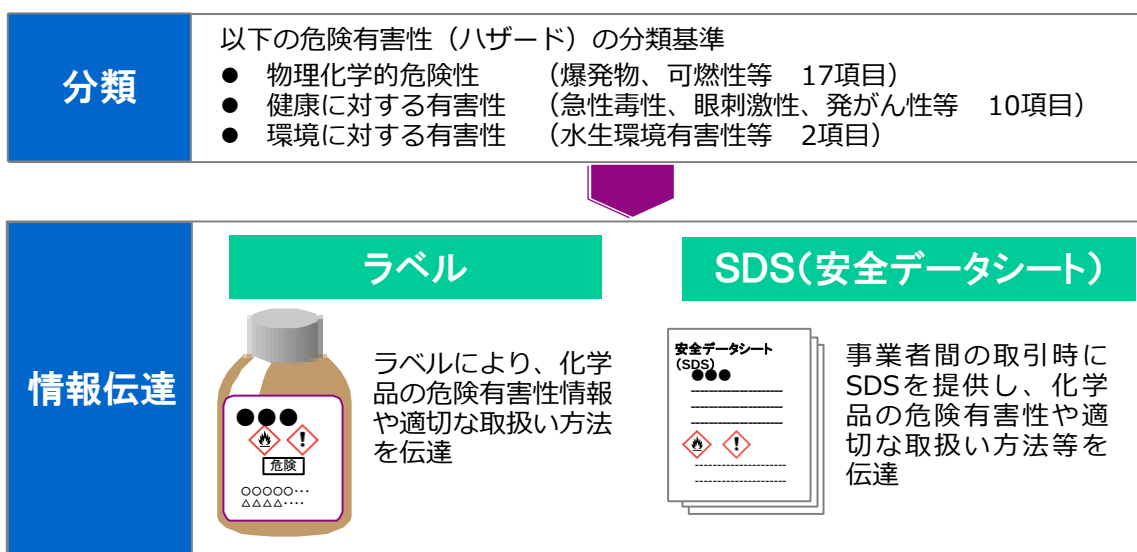
国連GHS文書は2年に1回改訂されます

- ◆ 毎年2回、国連経済社会理事会のもと設置されたGHS専門家小委員会が開催され、そこでの議論を踏まえて、2年に1回、国連GHS文書が改訂されます。
- ◆ 日本では、国連GHS文書の改訂版が発行されるたびに、邦訳（仮訳）を発行しています。

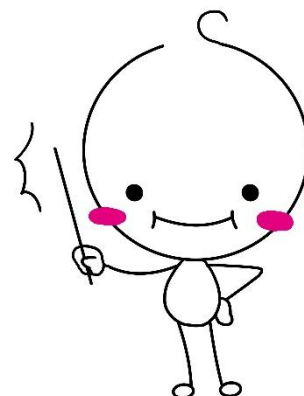
GHSとは(2)

国連GHSの概要

- 目的 GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。
- 適用 GHSは、危険有害性を有する全ての化学品に適用されることが期待されています。GHSの情報は、化学品を取り扱う全ての人たちに役立つものです。
- 規定内容 GHSには以下の内容が含まれます。
 - 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）
 - 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルやSDS（安全データシート））



GHSでは、危険有害性に関する情報の伝達手段（表示および安全データシート等）の調和がなされています。



GHS導入のメリット(1)

GHSを導入することで、次に挙げるようなメリットが期待できます
さらに、GHSが世界的に浸透すれば、より高い効果が期待できます

メリット 1 人の健康や環境の保護を強化

危険有害性の情報伝達に関して、国際的に理解されやすいシステムを導入することによって、化学品を使用する人が適切に行動することが可能になり、人の健康や環境保護が強化されます。GHSを導入している企業からは、以下のような声も多く聞かれています。

**GHS
導入**

安全確保に効果

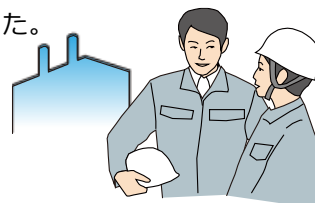
労働者や工場の安全確保に効果がある。

意識向上に効果

危険有害性、リスク管理に対する意識が強くなった。

物質選定時に効果

GHS分類結果を用いて、より安全な物質を選定することができるようになった。



メリット 2 化学品の試験・評価の重複を回避

入手可能なデータを用いて分類すること等から、化学品の新たな試験及び評価の必要性が減少します。

BEFORE



製品別に
個別試験評価が必要

危険有害性評価

**GHS
導入**

AFTER



新たな試験及び評価の
必要性が減少

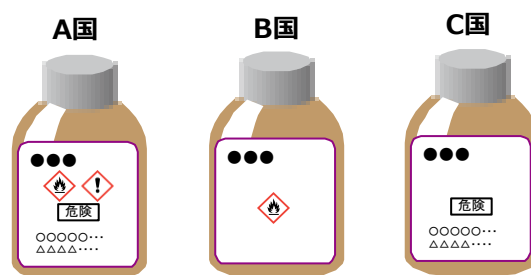
類似製品に同じ評価を使える！

GHS導入のメリット(2)

メリット 3 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献

事業者が化学品の国際取引を行っている場合、化学品が国際的に調和された基準で適正に評価、確認できること、またその結果をラベルやSDS等の調和された手段で伝達できることから、国際競争力の強化につながります。

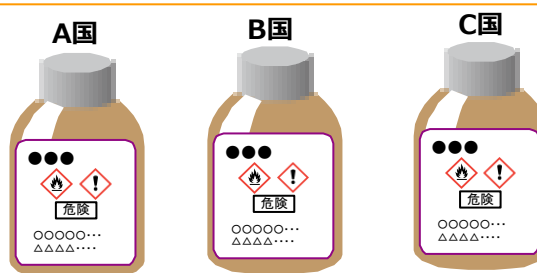
BEFORE



各国で分類基準や表示の仕方が異なるため、試験・評価から個別対応が必要

AFTER

GHS
導入



分類基準や表示の仕方が同じため、各国の情報提供規則だけ対応すればよい

メリット 4 自社の安全性イメージの向上に寄与

GHSの導入により、取引先や社会に対する適切な情報提供がはかられ、自社の安全性イメージの向上につながります。

GHS
導入

安全性イメージの向上

GHS導入により、自社の安全性に対するイメージが向上する。

GHSについての要求に対応

ユーザー・取引先からのGHSについての要求に応えられることで、ユーザー・取引先からの信頼を獲得することができる。

GHSによる化学品の分類

GHSでは、国際的に統一された方法で化学品の危険有害性を分類します

GHSの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連GHS（改訂6版）の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- 爆発物
- 可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む）
- エアゾール
- 酸化性ガス
- 高圧ガス
- 引火性液体
- 可燃性固体
- 自己反応性化学品
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学品
- 水反応可燃性化学品
- 酸化性液体
- 酸化性固体
- 有機過酸化物
- 金属腐食性化学品
- 鈍性化爆発物

健康に対する有害性

- 急性毒性
- 皮膚腐食性／刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）
- 誤えん有害性

環境に対する有害性

- 水生環境有害性
- オゾン層への有害性

GHS分類の例

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります。

例)急性毒性(経口)

ラベル要素	大 危険有害性の程度 小			
	危険有害性区分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
ATE(Acute Toxicity Estimates)※のデータから健康有害性の区分を決定	ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]
絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険(H300)	飲みこむと生命に危険(H300)	飲みこむと有毒(H301)	飲みこむと有害(H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)

※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

表示による情報伝達

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示（Pictograms）が決められており、危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

注）本表示の説明はJISZ7252:2019に引用されたGHS文書第6版に基づくものです。

【爆弾の爆発】



爆発物（不安定爆発物、等級1.1～1.4）
自己反応性化学品（タイプA、B）
有機過酸化物（タイプA、B）

【炎】



可燃性ガス（区分1）
自然発火性ガス
エアゾール（区分1、区分2）
引火性液体（区分1～3）
可燃性固体
自己反応性化学品（タイプB～F）
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物（タイプB～F）
鈍性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体

【ガスボンベ】



高压ガス

【腐食性】



金属腐食性化学品
皮膚腐食性（区分1）
眼に対する重篤な損傷性（区分1）

【どくろ】



急性毒性
（区分1～区分3）

【感嘆符】



急性毒性（区分4）
皮膚刺激性（区分2）
眼刺激性（区分2/2A）
皮膚感作性
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分3）
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性（区分1、区分2）
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分1、区分2）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）
誤えん有害性

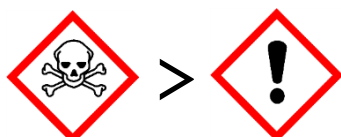
【環境】



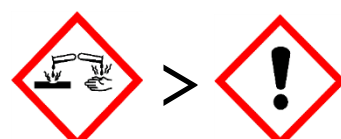
水生環境有害性
（短期（急性）区分1、
長期（慢性）区分1、
長期（慢性）区分2）

絵表示の優先順位

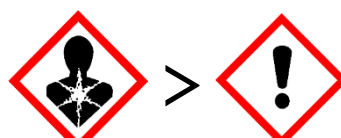
複数の危険有害性を持つ化学品の場合、複数の絵表示を表示することが原則ですが、健康有害性の絵表示には優先順位があります。



☠ の絵表示は全ての ⚠ より優先
= ☠ の絵表示が付いた場合、⚠ は付かない
(オゾン層への有害性がある場合は付ける)



☞ の絵表示は ⚠ より優先
= ☞ の絵表示が付いた場合、
皮膚・眼刺激性に関する ⚠ は付かない



☹ の絵表示は ⚠ より優先
= 呼吸器感作性に関する ☹ の絵表示が付いた場合、
皮膚感作性と皮膚・眼刺激性に関する ⚠ は付かない

ラベル表示による情報伝達(1)

GHSラベルの作成には、一定のルールがあります

日本国内では、GHSに対応したJIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS））にラベルの記載項目について規定があります。

ラベル記載項目

1 化学品の名称（Product identifier）

この名称は、SDSに記載する製品名を記載します。

2 注意喚起語（Signal words）

取扱者に対して、潜在的な危険有害性を警告するために使用されると同時に、危険有害性の程度を知らせる語句のことです。

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語を記載します。注意喚起語には、「危険（danger）」と「警告（warning）」の2種類があり、重大な危険有害性がある場合には「危険」を用い、それよりは重大性の低い危険有害性がある場合には「警告」を用います。

3 絵表示（Pictograms）

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示（6ページ参照）を記載します。

ラベルに用いる絵表示は、はっきり見えるように、1つの頂点で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、十分に幅広い赤い枠で囲みます。危険有害性の絵表示は、1 cm²以上の面積を持つことが望ましいです。

4 危険有害性情報（Hazard statements）

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を記載します。GHSでは、危険有害性情報の文言を参照するために、それぞれの危険有害性情報の文言に対応する推奨コード（Hコード）を割り当てています。なお、危険有害性情報のコードは文言の一部ではないため、文言の代わりに用いることはできません。

5 注意書き（Precautionary statements）

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意書きを記載します。

注意書きは、危険有害性をもつ化学品へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言です。

GHSでは、注意書きの文言を参照するために、それぞれの注意書きの文言に対応する推奨コード（Pコード）を割り当てています。なお、注意書きのコードは文言の一部ではないため、文言の代わりに用いることはできません。

6 供給者を特定する情報（Supplier identification）

化学品の供給者の名前、住所及び電話番号を記載します。

ラベル表示による情報伝達(2)

ラベル記載項目の配置

GHSでは、危険有害性を表す絵表示、注意喚起語と危険有害性情報はラベル上に一緒に配置されるべきとされています。

1 化学品の名称

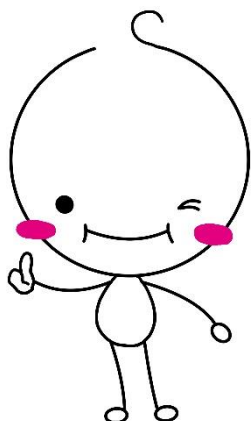
2 注意喚起語

3 絵表示

4 危険有害性情報

5 注意書き

6 供給者を特定する情報



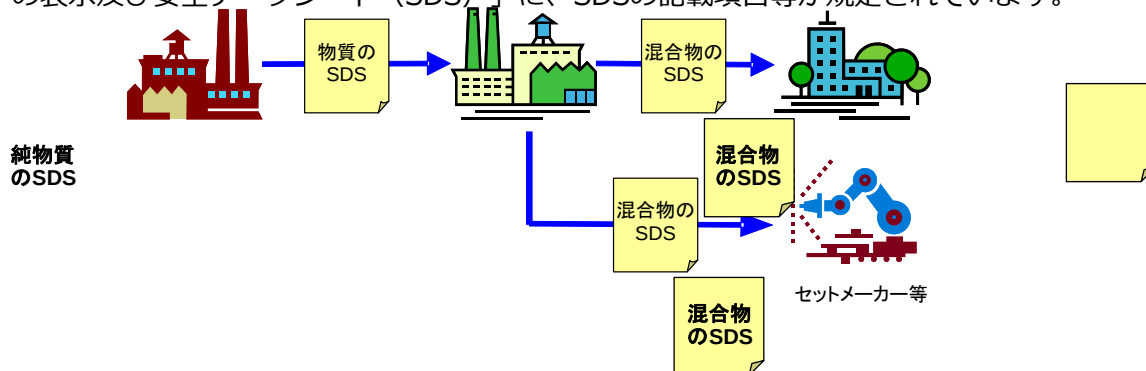
ラベルの例

1	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ △△△△△△△△△△△△△△△△ (英名) 成分: □□□□□□□□□□□□□□□□ NET Wt. 15kg
2	危険
3	    
4	・引火性液体および蒸気 ・飲み込むと有害 ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、腎臓の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気およびめまいのおそれ ・長期、または反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ ・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ ・水生生物に非常に強い毒性 ・重篤な眼の損傷 ・皮膚刺激
5	【安全対策】 ・使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 ・容器を密閉しておくこと。 ・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。 ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。 【応急処置】 ・火災の場合：粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水を用いて消火すること。 ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。 ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを使用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。ただちに医師に連絡すること。 ・皮膚等に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多量の水と石けんで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。 【保管】 ・涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。 【廃棄】 ・内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼し廃棄すること。 【使用上の注意】 ・貯蔵条件（低温）によって全体又は一部が固化することがあります。そのときは火気に注意の上、加温・溶融し、均一化してください。
6	日本GHS株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇 電話：03-0000-0000

SDSによる情報伝達

SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 日本国内では、JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」に、SDSの記載項目等が規定されています。



SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |



MSDSからSDSへ

平成24年3月に、従来のJIS Z 7250（「化学物質等安全データシート（MSDS）－内容及び項目の順序」）とJIS Z 7251（「GHSに基づく化学物質等の表示」）を統合してGHSに対応するJIS Z 7253が制定されました。

この際、安全データシートの名称も「MSDS」から国連GHS文書で定義されている「SDS」に変更されました。

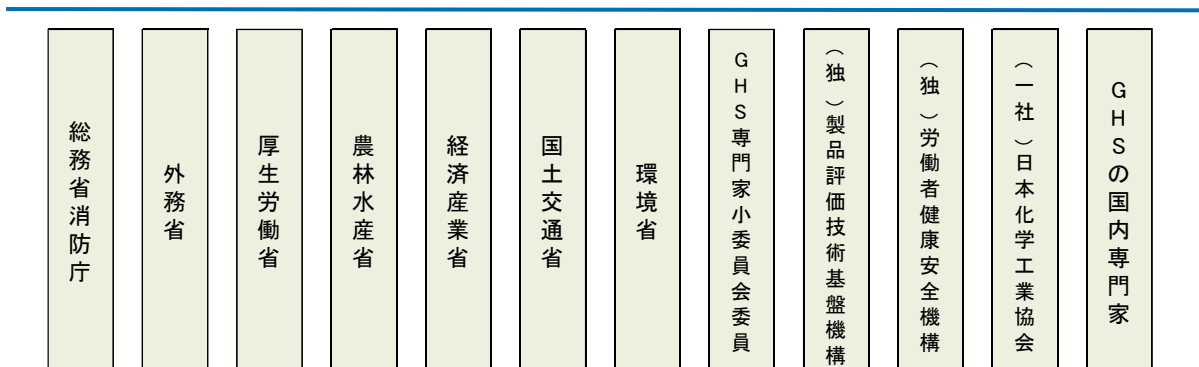
日本におけるGHS導入に関する活動(1)

日本では、GHSの導入にあたって、いろいろな対応が進められています

GHS関係省庁等連絡会議の設置

- 2001年、国連GHS専門家小委員会の発足とほぼ同時期に、GHSに関する情報の共有、国連GHS専門家小委員会への対応等を目的とした「GHS関係省庁連絡会議」（平成28年度から「GHS関係省庁等連絡会議」）が設置されました。この会議のメンバーは、厚生労働省を幹事とし総務省消防庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、GHS専門家小委員会委員、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人労働者健康安全機構、一般社団法人日本化学工業協会で構成されています。
- 現在、「GHS関係省庁等連絡会議」では、国内における実施状況の確認、国連GHS専門家小委員会への対応等を行っています。

GHS関係省庁等連絡会議



国連GHS文書の邦訳

- 2002年2月から「GHS関係省庁連絡会議」において、国連GHS文書の原文（英語）から日本語への翻訳作業を開始しており、改訂版の邦訳は専門家、厚生労働省、経済産業省、環境省等のホームページに公開されています。

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei04.html>

経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html

GHS分類ガイダンスの整備

- GHS分類関係者（事業者等）が、分類作業をより正確かつ効率的に実施するための手引きとして、関係各省によって、「GHS分類ガイダンス」が作成されました。
- このガイダンスは、分類JIS（JIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法））に準拠しており、分類の手順や計算方法等と合わせて、分類の際に使う情報源のリストも記載されています。
- なお、「GHS分類ガイダンス」は、「政府向けGHS分類ガイダンス」と「事業者向けGHS分類ガイダンス」に分かれており、いずれも、経済産業省のホームページからダウンロードすることができます。

経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」（（独）製品評価技術基盤機構）

GHSでは、消費者製品の慢性的な健康有害性については、ばく露状況を勘案したリスク評価の結果、予想されるリスクがある程度以下の場合、健康有害性に基づくGHS情報を表示しなくてもよいことになっています。本ガイダンスは、特定の消費者製品について、リスク評価手法を用いたGHS表示の必要性の有無を判断する手順を示したものです。

（独）製品評価技術基盤機構：https://www.nite.go.jp/chem/risk/ghs_consumer_product.html

日本におけるGHS導入に関する活動(2)

化学物質についてGHS分類を実施、公開

- 日本でSDSの作成を義務付けている法律は、経済産業省及び環境省所管の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）、厚生労働省所管の「労働安全衛生法」（安衛法）及び「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）の3つです。平成18年度より、それらの規制対象となる化学物質を中心に、経済産業省、厚生労働省、環境省等関係機関が連携して分類を実施し、現在、約3,300の化学物質の分類が行われています。最終的な分類結果は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ（①）等で公開され、だれでも利用することができます。
- 令和4年度から「官民連携GHS分類情報収集プロジェクト」が始動し、NITEが受付窓口となり、「政府によるGHS分類事業」に使用可能な試験報告書等の危険有害性情報に関する資料を民間の事業者等から収集する取組みが開始されました。詳細はNITEのホームページをご確認ください。
（独）製品評価技術基盤機構（NITE）https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_govpro.html
- また、GHSに基づくラベル及びSDSを作成する際の参考となるように「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」が厚生労働省ホームページ内の職場のあんぜんサイト（②）で公開され、だれでも利用することができます。



①（独）製品評価技術基盤機構（NITE）

②職場のあんぜんサイト

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

GHS分類ツールの整備

日本では、GHS分類を行うラベル・SDSを作成する事業者等をサポートするためのツールが、整備されています。

ジミックス

「NITE-Gmiccs（GHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム invented by METI）」

混合物の全成分又は一部の成分についてデータが利用できる場合に、混合物の組成に基づきGHS分類を行うシステムです。国連GHS文書（改訂6版）及び分類JIS（JIS Z 7252）に対応し、政府によって分類された約3,300のGHS分類結果と約4,700のEU CLP調和分類結果を予め収載しています。インターネット環境が整っていればどこでも誰でも簡単に混合物のGHS分類を自動的に行うことができ、分類結果に応じたGHSラベル・SDS様式への出力ができるツールです。なお、健康に対する有害性／環境に対する有害性が分類の対象であり、物理化学的危険性については基本的に分類できません。

NITE-Gmiccs トップ画面

<https://www.ghs.nite.go.jp/>



GHS
分類結果



GHSラベル



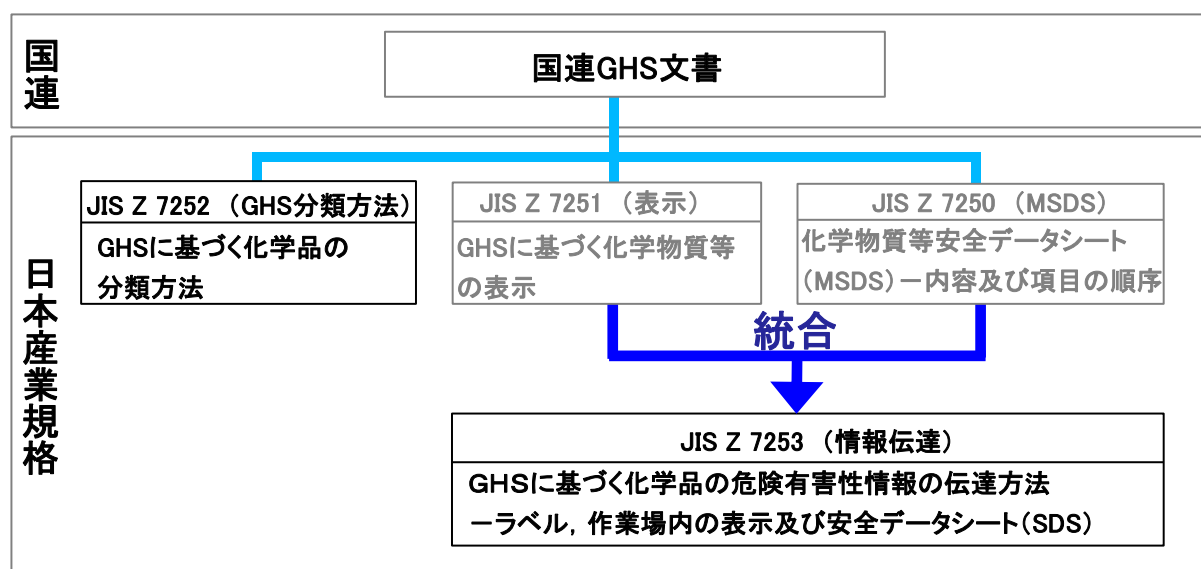
SDS様式

日本産業規格(JIS)におけるGHSの導入

日本産業規格（JIS）の整備

- 日本国内では、GHSに対応する日本産業規格（JIS）を定めています。
- 平成24年から、従来3つに分かれていたJISを「分類」と「情報伝達」に関する2つのJISに整理・統合しました。
- JISは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）、労働安全衛生法（安衛法）の共通プラットフォームとなっており、JISに従えば、原則として、各法に準拠し、また、GHSにも対応したラベル及びSDSを作成・提供することができます。
- JIS Z 7252（GHS分類方法）は、平成21年、国連GHS文書改訂2版に基づき、制定されました。
- JIS Z 7253（情報伝達）は、平成24年、国連GHS文書改訂第4版に基づくとともに、JIS Z 7250（MSDS）及びJIS Z 7251（表示）を統合し、制定されました。
- JIS Z 7252及びJIS Z 7253は、令和元年5月、国連GHS文書改訂6版に基づき、改訂されました。

GHSに係る日本産業規格(JIS)



JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 の暫定措置終了について

JIS Z 7252:2014 及び JIS Z 7253:2012は、2019年（令和元年）5月に国連GHS文書改訂6版に基づき改訂され、JIS Z 7252:2019 及び JIS Z 7253:2019 となりました。

なお、JIS Z 7252:2014による分類 及び JIS Z 7253:2012によるSDS及びラベルの作成の暫定措置は2022年（令和4年）5月24日で終了しておりますのでご注意ください。

GHSの導入と化管法・安衛法・毒劇法の関係法令の改正について

- 平成24年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）及び「労働安全衛生法」（安衛法）は、GHSの導入の促進を目的とした省令等の改正を行いました。
- 化管法SDS省令の改正により、指定化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加しました。また、ラベルやSDSの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力義務としました。
- 安衛法においても、労働安全衛生規則の改正により、譲渡・提供する際、SDSの提供又はラベルによる表示が義務となっている物質に加え、原則、危険有害性を有する全ての化学品についてもSDSの提供及びラベルによる表示を行うことを努力義務としました。
- 「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）においては、従来よりラベル表示及びSDSによる情報提供を義務づけていたところですが、平成24年のJIS Z 7253の改正に伴い、改めてJIS Z 7253に準拠したラベル表示及びSDS提供の際の留意事項を通知しました。

化管法・安衛法・毒劇法省令等改正の経緯

	平成20 (2008) 年度以前	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	令和元 (2019) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
国内法令	化管法	平成12年 SDS提供義務			平成24年4月 化管法省令・指針改正公布	平成24年6月 指定化学物質（純物質） について施行 ①				平成27年4月 指定化学物質を規定含有率以上含む製品について施行 ①		令和3年10月 化管法政令改正（対象化学物質追加）公布 ④		令和5年4月 化管法政令改正（対象化学物質追加）施行 ④	
	安衛法	昭和47年 ラベル表示義務 平成12年 SDS交付義務		安衛則・指針改正公布	平成24年4月 安衛則・指針改正（SDS・ラベル努力義務）施行		安衛法改正	安衛則・指針改正公布	平成28年6月 ②	安衛則・指針改正（ラベル義務拡大・リスクアセスメント義務）施行		令和4年2月 安衛令・安衛則改正公布 ⑤	令和4年5月 安衛則改正公布・一部施行 ⑥	令和5年4月 ⑥ 安衛則改正一部施行 令和5年8、9月 安衛令・安衛則改正公布 ⑤	令和6年4月 安衛令・安衛則改正一部施行 ⑤
	毒劇法	昭和25年 容器・被包への表示義務 平成13年 情報提供義務		平成24年3月 通知 ③									令和4年6月 毒劇法省令改正公布・施行 ⑦		
国際調和	GHS	平成15年7月 国連欧州経済委員会（UNECE）がGHSを策定、発行	改訂 3版	改訂 4版		改訂 5版		改訂 6版		改訂 7版	改訂 8版	改訂 9版		改訂 10版	
国内規格	JIS Z 7252 (GHS分類方法)		JISZ7252:2009制定「GHSに基づく化学物質等の分類方法」		平成26年3月 JISZ7252:2014改訂（令和4年5月24日暫定期間終了）			改訂			令和元年5月 JISZ 7252:2019				
	JIS Z 7250 (MSDS)	JISZ7250:2000制定	JISZ7250:2010改訂		JISZ7250:2005（廃止：平成27年12月31日暫定期間終了） JISZ7250:2010（廃止：平成28年12月31日暫定期間終了）										
	JIS Z 7251 (表示)	JISZ7251:2006制定	JISZ7251:2010改訂		JISZ7251:2006（廃止：平成27年12月31日暫定期間終了） JISZ7251:2010（廃止：平成28年12月31日暫定期間終了）										
	JIS Z 7253 (情報伝達)			平成24年3月 統合	JISZ7253:2012制定（令和4年5月24日暫定期間終了） 「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」			改訂			令和元年5月 JISZ 7253:2019				

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）

SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大（第3条）

SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化（第4条第1項）

JIS Z 7253に適合するラベル表示を努力義務化（第5条）

※指定化学物質（純物質）：平成24年6月に施行、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品：平成27年4月に施行

【指針改正関連】

指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252及びZ 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定（第4）

【法律改正関連】（安衛法） SDS交付義務対象物質について、リスクアセスメントの実施を義務化（法第57条の3）

【政省令改正関連】（安衛法施行令） ラベル表示義務の対象を、SDS交付対象物質まで拡大（施行令第18条）

【通知】 「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」
（平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号）

④ 化管法政令改正（令和3年10月20日公布、令和5年4月1日施行）による対象物質の見直し

- 令和3年10月に化管法政令が改正され※1、最新の有害性に関する知見や環境中での検出状況、排出量、製造・輸入量等に応じて、化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除が行われました※2。改正政令は、令和5年4月1日に施行されました。

※1：化管法の政令改正について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

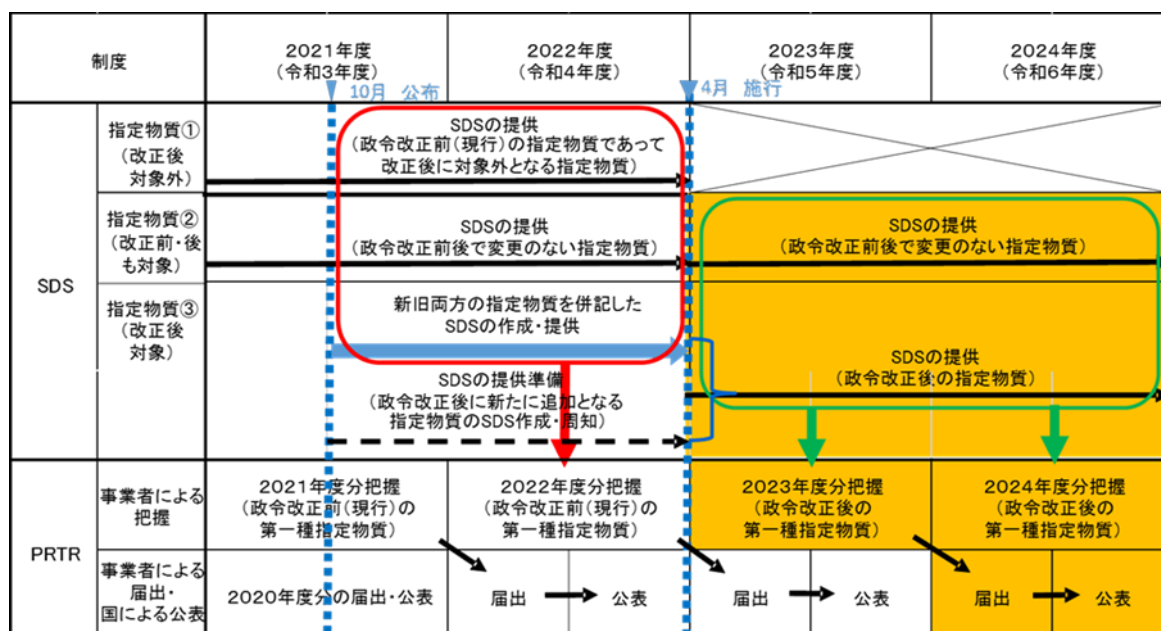
※2：対象化学物質について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

<政令改正後の対象化学物質数>

	対象制度	政令改正後	政令改正前
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR制度及び SDS制度	515物質（特定第一種指定 化学物質は23物質）	462物質（特定第一種指定 化学物質は15物質）
第二種指定化学物質	SDS制度	134物質	100物質
合計	—	649物質	562物質

- 今回の改正において新たに追加された指定化学物質や種別変更、名称が変更された指定化学物質やそれらを含有する製品に関するSDSを提供する場合は、令和5年4月1日以降、それらに関する情報が記載されたSDSを新たに作成、または改訂したSDSを提供しなければなりません。

<化管法政令改正に関する新旧対象物質の切り替えの流れ>



SDS省令改正（令和4年3月31日公布・施行）による情報提供方法の柔軟化

- SDS省令は、昨今のデジタル化進展を踏まえた、情報の提供方法等の見直しを実施しました。
- これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずにはメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました。詳細は17ページをご参照ください※4。

※4：SDS省令改正について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/5_2.html

⑤ 安衛法施行令等の改正によるラベル表示・SDS交付対象物質の追加

- 国によるGHS分類で物理化学的危険性又は健康有害性が確認された全ての物質について、順次、安衛法に基づくラベル表示・SDS交付が義務づけられる予定です。
- 令和4年2月24日公布の安衛法施行令改正により、令和2年度までに国がGHS分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のいずれかで区分1とされた物質（234物質）について、ラベル表示・SDS交付が新たに義務付けられました（令和6年4月1日施行）。
- 令和5年8月30日公布の安衛法施行令改正及び同年9月29日公布の安衛則改正により、令和2年度までに国がGHS分類を行った物質のうち以下の物質について、ラベル表示・SDS交付が新たに義務付けられます。
上記以外のいずれかの健康有害性が区分1とされた物質 令和7年4月1日施行
健康有害性が区分2以下又は物理化学的危険性の区分のみある物質 令和8年4月1日施行
- 改正政省令施行時に、サプライチェーン全体においてSDSの提供を円滑に開始して頂くため、事業者の皆様には、施行日より早い段階から追加対象物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくようお願いします。

※ 新たに義務化される物質一覧は、厚生労働省ホームページ（下記URLの「対象物質の一覧」）を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

- 改正政省令施行前におけるSDS「項目15 適用法令」の記載方法として以下のような方法があります。

【適用法令欄の記載例】※この趣旨を踏まえた内容であれば異なる表現でも構いません

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条）（○年○月○日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2）（○年○月○日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（○年○月○日以降） ※「○年○月○日」には施行予定日を記載

⑥ 安衛則改正によるSDSによる情報伝達の強化

(1) SDSによる通知方法の柔軟化（令和4年5月31日施行）

(2) SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新（令和5年4月1日施行）

- SDS交付の方法及び記載事項等について、詳細は「安衛法に基づく表示・文書交付制度」のページをご覧ください。

(3) 通知事項の追加と含有量表示の適正化（令和6年4月1日施行）

- SDSの通知事項に「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」（JISZ7253における「推奨用途と使用上の制限」に相当）が追加されました。

- 成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載が必要となりました。

※ 上記について、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合は引き続き10%刻みとすることが可能です。

ただし、譲渡提供する相手方の求めがあるときは、秘密が保全されることを条件に、リスクアセスメントに必要な範囲内において、より詳細な含有量について通知しなければなりません。

毒劇法改正省令の公布（令和4年6月3日）-SDS等による通知方法の柔軟化-

- 令第40条の9の規定による通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を伝達し閲覧を求めること等による方法を新たに認めることとしました。

化管法に基づく情報提供・表示について

化管法とは

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、以下「化管法」という。）は、平成11年7月13日に制定されました。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。
- 化管法には、事業者が指定化学物質を排出・移動した際の量を把握し、国に届け出る「PRTR制度」と事業者が指定化学物質等を国内の他の事業者に譲渡・提供する際に指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を事前に提供する「SDS制度」があります。

化管法に基づくSDSの提供義務とラベル表示の努力義務

- 化管法に基づくSDS制度では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、指定化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質）又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する時までに、その性状及び取扱いに関する情報（SDS）を事前に提供することを義務付けるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。
- また、化学物質管理指針において、指定化学物質等取扱事業者は、GHSに基づくJIS Z 7252及びJIS Z 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定しています。

化管法に基づくSDS制度の対象となる事業者

- 化管法に基づくSDS制度の対象事業者は、原則として、国内の他の事業者に指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を譲渡又は提供する全ての事業者です（業種・常用雇用者数・指定化学物質の年間取扱量による除外要件はありません）。
- なお、化管法に基づくSDS及びラベルは、事業者間での取引において提供されるものであり、一般消費者は提供の対象ではありません。
- 化管法に基づくSDSの提供義務を遵守しない事業者に対しては、経済産業大臣による勧告及び公表措置又は過料が規定されています。

化管法に基づくSDS制度の対象となる化学物質

- 化管法に基づくSDSの提供義務及びラベル表示の努力義務の対象となる指定化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質（515物質）」及び「第二種指定化学物質（134物質）」の合計649物質です。
 - ・ 指定化学物質の名称等については、23～35ページをご参照ください。
 - ・ 経済産業省ホームページにて指定化学物質のリストを公開しています。
経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html
 - ・ また、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）のデータベース（CHRIP）からも確認することができます。
（独）製品評価技術基盤機構（NITE）：https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
- 指定化学物質の含有率が1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）の製品にはSDSの提供義務及びラベル表示の努力義務が課せられます。

化管法に基づく情報提供について(1)

化管法に基づくSDSの提供方法及び提供時期等

■ 提供方法（SDS省令改正（令和4年3月31日公布・施行）により提供方法の柔軟化）

- 昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正し、情報の提供方法等の見直しを実施しました。
- これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました。



文書の交付



光ディスク等の交付



FAXの送信



電子メールの送信、インターネット掲載

相手方が容易に閲覧できる方法を追加

■ 提供時期等

- 化管法に基づくSDSは、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供する時まで提供しなければなりません。
- 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供するごとに化管法に基づくSDSを提供しなければなりません。同一の事業者から同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡、提供する場合は、この限りではありません。ただし、相手方から化管法に基づくSDSの提供を求められた際には、提供義務が生じます。
- 提供した化管法に基づくSDSの内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、変更後の内容を含むSDSの提供に努めなければなりません。

例外的にSDSやラベルを提供しなくてもよい製品

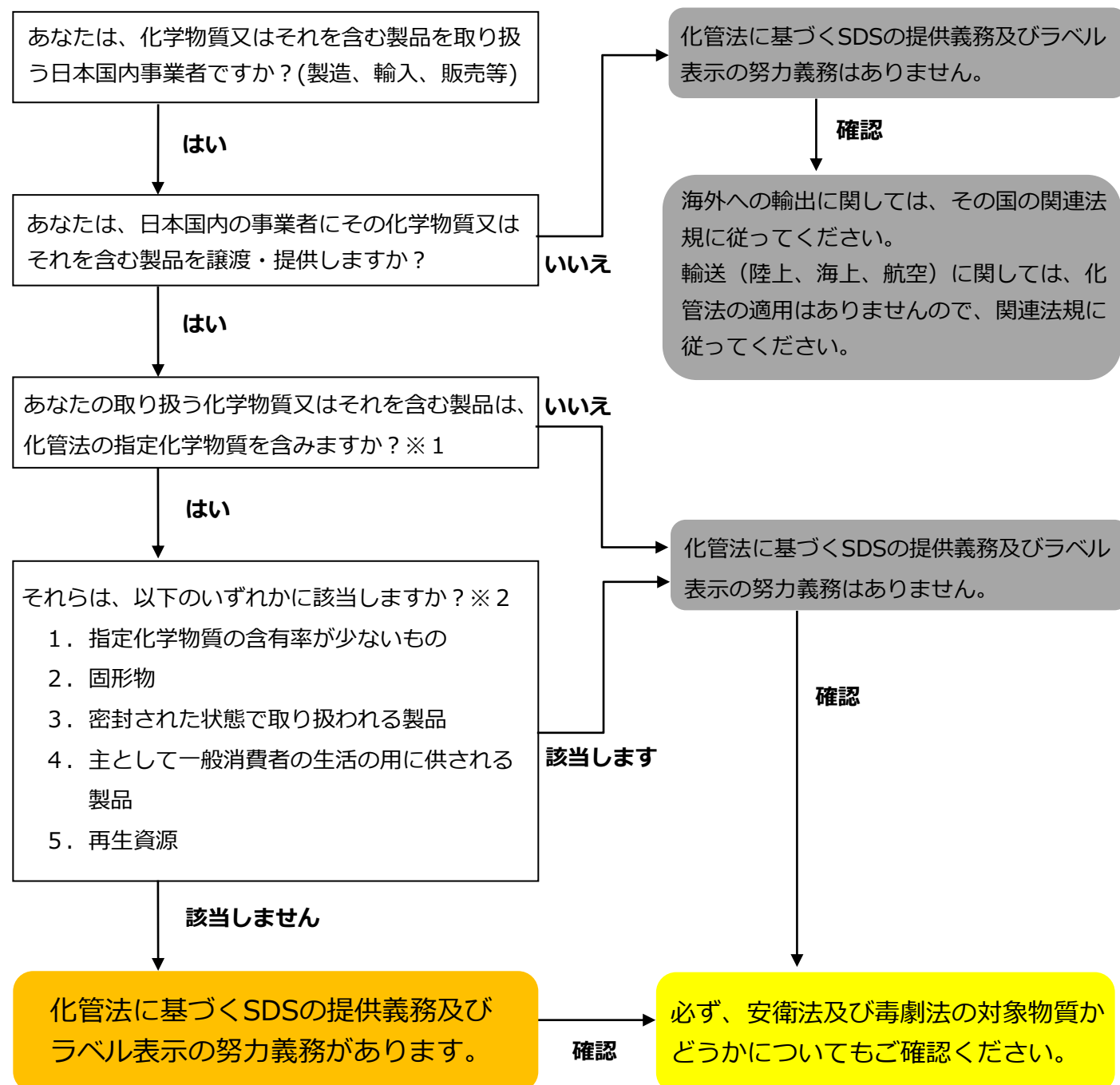
- 以下に該当する製品にはSDSやラベルを提供する必要はありません。

含有率が少ないもの	指定化学物質の含有率が1質量%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満）の製品
固形物	事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品 例：管、板、組立部品等
密封された状態で使用される製品	例：コンデンサー、乾電池等
一般消費者用の製品	専ら家庭生活に使用されるものとして、容器等に包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されている製品 例：家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう 例：空き缶、金属くず等

化管法に基づく情報提供について(2)

化管法に基づくSDS制度対象事業者 判定フロー

スタート



※1 化管法指定化学物質については23ページ以降をご参照ください。

※2 化管法の適用を受けない製品については17ページをご参照ください。

注1：化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、PRTR届出が必要な場合があります。

注2：化管法は、任意でのSDS提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係でSDSを提供する場合には、SDSの提供等は取引先の事業者とご相談ください。

化管法に基づく情報提供について(3)

SDSの作成方法

- 化学物質の有害性に関する分類方法については、国内規格としてJIS Z 7252において標準化されています。また、SDS及びラベルによる情報伝達の方法については、国内規格としてJIS Z 7253においてその記述内容等が標準化されています。
- 化管法では、指定化学物質及び指定化学物質を規定含有率以上含む製品のSDSの作成について、JIS Z 7253に適合する記載を行うことを努めるよう規定しています。

SDSの記載項目

- 化管法に基づくSDSは、次の16項目の情報を以下の順序で日本語で記載することと規定しています。化管法で規定している記載事項とJISで規定している記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、安衛法や毒劇法の対象となっている指定化学物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ※ 1	項目 1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目 2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字 2 桁） ※ 2 ※ 3	項目 3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目 4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目 5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目 6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目 7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置	項目 8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目 9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目 10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目 11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目 12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目 13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目 14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目 15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目 16 その他の情報

- ※ 1 記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。
- ※ 2 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字 2 桁）を記載してください。
- ※ 3 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

化管法に基づく表示について

ラベルの作成方法

- 化管法では、指定化学物質及び指定化学物質を規定含有率以上含む製品のラベルの作成について、JIS Z 7253に適合する記載を行うことを努めるよう規定しています。

ラベルの記載項目

- 化管法に基づくラベルは、以下の6項目の情報を日本語で記載することと規定しています。化管法で規定している記載事項とJISで規定している記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、安衛法や毒劇法の対象となっている指定化学物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
注意喚起語	注意喚起語
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称 ※ 1	化学品の名称
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称 ※ 1	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号 ※ 2	供給者を特定する情報
-	その他国内法令によって表示が求められる事項

※ 1 : SDSの名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称をSDSにも記載してください。

※ 2 : 緊急連絡先についても記載することが望ましいです。

化管法法令等(1) (令和5年4月1日現在。以下同じ)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (抄)

【第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等】

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)

第十四条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時まで、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。

2 指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(勧告及び公表)

第十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収)

第十六条 経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。

【第五章 罰則】

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

(法第二条第五項第一号の政令で定める要件)

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。)

(法第二条第六項の政令で定める要件)

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法)

第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、ファクシミリ装置を用いた送信、電子メールの送信、インターネットを知用した情報の提供その他の方法であつて、指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が容易に閲覧できるものとする。

(提供しなければならない情報)

第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(以下「性状取扱情報」という。)に次の事項を含めなければならない。

- 一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項
 - ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 次の(1)及び(2)に掲げる事項
 - (1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称
 - (2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

化管法法令等(2)

- イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項
- (1) 当該製品の名称
 - (2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量(以下「第二種指定化学物質質量」という。)の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質質量の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。)
 - (3) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別
 - (4) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合
- 二 当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 三 当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置
- 四 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置
- 五 当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置
- 六 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意
- 七 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置
- 八 当該指定化学物質等の物理的・化学的性状
- 九 当該指定化学物質等の安定性及び反応性
- 十 当該指定化学物質等の有害性
- 十一 当該指定化学物質等の環境影響
- 十二 前四号に定める事項の内容の要約
- 十三 当該指定化学物質等の廃棄上の注意
- 十四 当該指定化学物質等の輸送上の注意
- 十五 当該指定化学物質等について適用される法令
- 十六 前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

(第三条各号に定める事項の記載の方法)

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十号第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。)Z七二五三に適合する記載又は記録を行うよう努めるものとする。

2 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載又は記録するものとする。

3 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載又は記録するものとする。

(表示)

第五条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報を提供する際は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあっては、その容器)に次に掲げるものについて日本産業規格Z七二五三に適合する表示を行うよう努めるものとする。

一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 当該製品の名称

二 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響

三 当該指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意

四 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響に対応する絵表示

五 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号

六 注意喚起語

(性状取扱情報の提供が必要となる場合)

第六条 性状取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、又は提供することに行わなければならない。

2 前項の規定は、同一の事業者に対し同種の指定化学物質等を継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において既に当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供が行われているときは、適用しない。ただし、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方から当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供を求められたときは、この限りではない。

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(抄)

第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

(1) 体制の整備等

指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく日本産業規格Z七二五二及びZ七二五三に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。

第一種指定化学物質(1)

第一種指定化学物質

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

(令和5年4月現在)

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-001	1	亜鉛の水溶性化合物		
1-002	563	亜鉛=ビス(2-メチルプロパー-2-エノアート)		
1-003	2	アクリルアミド		
1-004	3	アクリル酸エチル		
1-005	564	アクリル酸2-エチルヘキシル		
1-006	4	アクリル酸及びその水溶性塩		
1-007	5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
1-008	565	アクリル酸重合体		
1-009	7	アクリル酸ブチル		
1-010	8	アクリル酸メチル		
1-011	9	アクリロニトリル		
1-012	10	アクロレイン		
1-013	566	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン又はN, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物		
1-014	567	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		
1-015	568	アセチルアセトン		
1-016	569	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン	ピリフルキナゾン	
1-017	12	アセトアルデヒド		●
1-018	14	アセトンシアノヒドリン		
1-019	15	アセナフテン		
1-020	18	アニリン		
1-021	20	2-アミノエタノール		
1-022	21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン	
1-023	22	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル	
1-024	570	オルト-アミノフェノール		
1-025	23	パラ-アミノフェノール		
1-026	25	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン	
1-027	27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン	
1-028	28	アリルアルコール		
1-029	29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		
1-030	571	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド	プロベナゾール	

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-031	468	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン		
1-032	572	アリル=ヘキサノアート		
1-033	573	アリル=ヘプタノアート		
1-034	257	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)	デカノール	
1-035	574	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物		
1-036	575	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)		
1-037	576	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物		
1-038	577	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物		
1-039	578	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物		
1-040	579	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ[オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。))に限る。)		

第一種指定化学物質(2)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-041	580	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)		
1-042	320	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		
1-043	74	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		
1-044	581	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)		
1-045	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		
1-046	582	アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)	ホセチル又はホセチルアルミニウム	
1-047	583	安息香酸ベンジル		
1-048	31	アンチモン及びその化合物		
1-049	32	アントラセン		
1-050	584	アントラセン-9,10-ジオン	アントラキノ	
1-051	33	石綿		●
1-052	585	アルファー(イソシアナトベンジル)-オメガ(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]		
1-053	34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		
1-054	36	イソブレン		
1-055	37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	
1-056	586	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロルプロファム又はIPC	
1-057	587	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール		
1-058	588	4-イソプロピル-3-メチルフェノール		
1-059	40	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート	
1-060	41	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	
1-061	589	1,1'-イミゾグクタメチレンジグアニジン=トリアセタート	イミノクタジン酢酸塩	
1-062	44	インジウム及びその化合物		
1-063	590	エチリデンノルボルネン		
1-064	46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル	
1-065	591	エチルシクロヘキサン		
1-066	592	5-エチル-5,8-ジヒドロ-8-オキソ-[1,3]ジオキサロ[4,5-g]キノリン-7-カルボン酸	オキシリニック酸	

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-067	593	N-エチル-N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩		
1-068	47	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタトリル)=セカンダリ-ブチルホスホラミドチオアート	ブタミホス	
1-069	48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート	EPN	
1-070	49	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン	ペンディメタリン	
1-071	50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	
1-072	52	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート	アラニカルブ	
1-073	53	エチルベンゼン		
1-074	54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホチオアート	ホスチアゼート	
1-075	56	エチレンオキシド		●
1-076	57	エチレングリコールモノエチルエーテル		
1-077	594	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ	
1-078	58	エチレングリコールモノメチルエーテル		
1-079	59	エチレンジアミン		
1-080	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		
1-081	61	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ	マンネブ	
1-082	62	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ	
1-083	63	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット	
1-084	596	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン	シラフルオフェン	
1-085	64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス	
1-086	65	エピクロロヒドリン		
1-087	66	1,2-エボキシブタン		
1-088	68	1,2-エボキシプロパン	酸化プロピレン	
1-089	72	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)		
1-090	597	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)		
1-091	598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		
1-092	599	オキサシクロヘキサデカン-2-オン		
1-093	477	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		

第一種指定化学物質(3)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-094	73	1-オクタノール		
1-095	600	オクタプロモジフェニルエーテル		
1-096	601	オクタメチルシクロテトラシロキサン		
1-097	602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩		
1-098	603	過酢酸		
1-099	75	カドミウム及びその化合物		●
1-100	604	カリウムニジエチルジチオカルバマート		
1-101	78	2, 4-キシレノール		
1-102	79	2, 6-キシレノール		
1-103	80	キシレン		
1-104	81	キノリン		
1-105	82	銀及びその水溶性化合物		
1-106	83	クメン		
1-107	84	グリオキサル		
1-108	605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩		
1-109	85	グルタルアルデヒド		
1-110	86	クレゾール		
1-111	87	クロム及び三価クロム化合物		
1-112	88	六価クロム化合物		●
1-113	89	クロロアニリン		
1-114	606	1-(2-クロロイミダゾ[1, 2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロ	
1-115	90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン	
1-116	91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン	
1-117	92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリロキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラ	
1-118	93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール	
1-119	607	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロール	
1-120	94	クロロエチレン	塩化ビニル	●

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-121	95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファトリフルオロ-2, 6-ジニトロパラトルイジン	フルアジナム	
1-122	96	1-[[2-(2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル)-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	
1-123	98	クロロ酢酸		
1-124	100	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール	
1-125	101	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール	
1-126	608	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン	ペントキサゾン	
1-127	609	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール	トリクロサン	
1-128	610	(RS)-5-クロロ-N-(1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1, 3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	フラメトピル	
1-129	103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	
1-130	104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	
1-131	611	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル	
1-132	612	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミド	
1-133	613	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミドP	
1-134	614	3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド	メタゾスルフロ	
1-135	615	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム	
1-136	616	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン	
1-137	105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	
1-138	106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	
1-139	108	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリロキシ)プロピオン酸	メコプロップ	
1-140	113	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT	
1-141	617	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミプリド	

第一種指定化学物質(4)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-142	618	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)- N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデ ンアミン	イミダクロプリ ド	
1-143	619	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチ ル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデ ンシアナミド	チアクロブリド ン	
1-144	115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロ ヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ -5-オキソ-1H-テトラゾール-1 -カルボキサミド	フェントラザミド	
1-145	117	(RS)-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリ アゾール-1-イルメチル)ペンタン-3 -オール	テブコナゾー ル	
1-146	121	パラクロロフェノール		
1-147	123	3-クロロプロペン	塩化アリル	
1-148	124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メ チル-1-フェニルエチル)尿素	クミルロン	
1-149	125	クロロベンゼン		
1-150	126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	
1-151	127	クロロホルム		
1-152	620	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テ トラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチ ル]ベンゾイル]シクロヘキサン-1,3 -ジオン	テフリルトリオ ン	
1-153	621	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイ ル)-4-フェニルスルファニルピシクロ [3,2,1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾピシクロ ン	
1-154	128	クロロメタン	塩化メチル	
1-155	622	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6- メチルピリジン-2-イルメトキシイミ ノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ	
1-156	132	コバルト及びその化合物		
1-157	133	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコ ールモノエチ ルエーテルア セテート	
1-158	134	酢酸ビニル		
1-159	623	酢酸ヘキシル		
1-160	135	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコ ールモノメチ ルエーテルア セテート	
1-161	624	サリチル酸メチル		
1-162	141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシ イミノアセチル)-3-エチル尿素	シモキサニル	
1-163	143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル		
1-164	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸 塩を除く。)		
1-165	625	ジイソプロピルナフタレン		
1-166	626	ジエタノールアミン		

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-167	146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリ ミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホ スホロチオアート	ピリミホスメチ ル	
1-168	147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4 -クロロベンジル	チオベンカルブ 又はベンチオ カーブ	
1-169	148	N, N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメ チルフェニルスルホニル)-1H-1,2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロ ール	
1-170	627	ジエチレングリコールモノブチルエー テル		
1-171	149	四塩化炭素		
1-172	628	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン- 5,17-ジオン		
1-173	150	1,4-ジオキサン		
1-174	152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N -ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ	
1-175	153	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカ ルボキシイミドメチル=(1RS)-シス トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メ チルプロパ-1-エニル)シクロプロパ ンカルボキシラート	テトラメトリン	
1-176	629	シクロヘキサン		
1-177	630	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニ トリル		
1-178	154	シクロヘキシルアミン		
1-179	631	シクロヘキセン		
1-180	156	ジクロロアニリン		
1-181	157	1,2-ジクロロエタン		
1-182	158	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデ ン	
1-183	632	1,2-ジクロロエチレン		
1-184	633	4,5-ジクロロ-2-オクチルイソチア ゾール-3(2H)-オン		
1-185	634	3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2- チアゾール-5-カルボキサニリド	イソチアニル	
1-186	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジ フェニルメタン		●
1-187	161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	
1-188	162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル -2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド	
1-189	163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	
1-190	164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオ ロエタン	HCFC-123	
1-191	635	2',4-ジクロロ-アルファ,アルファ, アルファートリフルオロ-4'-ニトロ- メタートルエンスルホンアニリド	フルスルファミ ド	
1-192	636	O-(2,6-ジクロロ-パラトリル)= O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	トルクロホス メチル	
1-193	490	2-[4-(2,4-ジクロロ-メタートル オイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾ リルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナッ プ	

第一種指定化学物質(5)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-194	168	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イプロジオン	
1-195	637	1-(2, 4-ジクロロフェニル)-N-(2, 4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサミド	イプフェンカルバゾン	
1-196	638	N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1, 2-ジカルボキシミド	プロシミドン	
1-197	169	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	
1-198	171	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール	
1-199	172	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジンを4-オン	オキサジクロメホン	
1-200	174	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニュロン	
1-201	175	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA	
1-202	176	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	
1-203	639	2, 3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド	
1-204	177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	
1-205	498	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール		
1-206	178	1, 2-ジクロロプロパン		●
1-207	179	1, 3-ジクロロプロペン	D-D	
1-208	181	ジクロロベンゼン		
1-209	182	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	
1-210	183	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トリエンスルホナート	ピラゾレート	
1-211	184	2, 6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はDBN	
1-212	185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	
1-213	186	ジクロロメタン	塩化メチレン	
1-214	640	2-(2, 4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド	クロメブロップ	
1-215	187	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	
1-216	188	N, N-ジシクロヘキシルアミン		

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-217	190	ジシクロペンタジエン		
1-218	191	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	
1-219	195	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	
1-220	196	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	
1-221	197	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン	
1-222	198	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート	
1-223	641	(3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R)-4-[(2, 6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12, 13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3, 5, 7, 9, 11, 13-ヘキサメチル-6-[[3, 4, 6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ペーターD-キシロヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2, 10-ジオン	クラリスロマイシン	
1-224	642	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩		
1-225	643	四ナトリウム=5, 8-ビス(カルボジチオアト)-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアト)		
1-226	199	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]	Clフルオレスセント260	
1-227	200	ジニトロトルエン		
1-228	201	2, 4-ジニトロフェノール		
1-229	203	ジフェニルアミン		
1-230	644	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン		
1-231	206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン	
1-232	207	2, 6-ジエターシャリ-ブチル-4-クレーゾール		
1-233	645	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル	フルジオキソニル	
1-234	646	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ	
1-235	507	1, 2-ジブromoエタン	二臭化エチレン又はEDB	
1-236	209	ジブromoクロロメタン		
1-237	210	2, 2-ジブromo-2-シアノアセトアミド		
1-238	211	ジブromoテトラフルオロエタン	ハロン-2402	

第一種指定化学物質(6)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-239	647	2', 6' -ジブプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド	チフルザミド	
1-240	511	ジベンジルエーテル		
1-241	212	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	
1-242	213	N, N-ジメチルアセトアミド		
1-243	217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオシクラム	
1-244	648	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン	
1-245	218	ジメチルアミン		
1-246	649	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリーブチルカルバマート	カルブチレート	
1-247	650	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート	酢酸ゲラニル	
1-248	651	N, N-ジメチルオクタデシルアミン		
1-249	652	3, 7-ジメチルオクタ-3-オール		
1-250	219	ジメチルジスルフィド		
1-251	221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピル sulfenamide]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	
1-252	223	N, N-ジメチルドデシルアミン		
1-253	224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		
1-254	225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシアセチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP	
1-255	227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド	
1-256	653	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン		
1-257	229	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル	
1-258	654	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン	
1-259	655	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	ペンチオピラド	
1-260	230	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		
1-261	656	2'-[(RS)-1, 3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1, 3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド	ペンフルフェン	
1-262	657	2, 2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル	シエノピラフェン	

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-263	658	N-(1, 2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ	
1-264	232	N, N-ジメチルホルムアミド		
1-265	659	2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン	カンフェン	
1-266	660	N'-[1, 1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド	フルベンジアミド	
1-267	661	1, 2-ジメトキシエタン		
1-268	662	アルファー(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル	ベンスルフロンメチル	
1-269	663	(RS)-7-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン	ビリフタリド	
1-270	233	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	
1-271	236	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	
1-272	237	水銀及びその化合物		
1-273	238	水素化テルフェニル		
1-274	664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)		
1-275	240	スチレン		
1-276	665	セリウム及びその化合物		
1-277	242	セレン及びその化合物		
1-278	243	ダイオキシン類		●
1-279	666	タリウム及びその化合物		
1-280	667	炭化けい素		
1-281	668	炭酸リチウム		
1-282	244	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン	ダゾメット	
1-283	669	チオシアン酸銅(I)		
1-284	245	チオ尿素		
1-285	670	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル	シアノホス又はCYAP	
1-286	248	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	
1-287	249	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)	クロルピリホス	
1-288	250	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	
1-289	251	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェントロチオン又はMEP	
1-290	252	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はMPP	
1-291	254	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はIBP	

第一種指定化学物質(7)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種	政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-292	671	1, 1'-[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファー-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフラノシル]オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサン-1, 3-ジイル]ジグアニジン	ストレプトマイシン		1-308	267	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザベンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	
1-293	672	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物	スピノサド		1-309	268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	
1-294	673	デカナール	デシラルデヒド		1-310	678	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ[5.3.1.0(1,5)]ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノン		
1-295	255	デカブロモジフェニルエーテル			1-311	679	テルル及びその化合物		
1-296	258	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	ヘキサメチレンテトラミン		1-312	270	テレフタル酸		
1-297	259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム		1-313	271	テレフタル酸ジメチル		
1-298	260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN		1-314	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		
1-299	261	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	フサライド		1-315	273	1-ドデカノール	ノルマルドデシラルコール	
1-300	522	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン		1-316	680	ドデカン-1-チオール		
1-301	262	テトラクロロエチレン			1-317	681	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート		
1-302	674	テトラヒドロフラン			1-318	275	ドデシル硫酸ナトリウム		
1-303	265	テトラヒドロメチル無水フタル酸			1-319	682	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン	
1-304	675	テトラフルオロエチレン			1-320	683	トリイソプロパノールアミン		
1-305	676	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロパネートナトリウム塩		1-321	277	トリエチルアミン		
1-306	266	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート	テフルトリン		1-322	684	トリオクチルアミン		
1-307	677	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド			1-323	279	1, 1, 1-トリクロロエタン		
					1-324	280	1, 1, 2-トリクロロエタン		
					1-325	281	トリクロロエチレン		●
					1-326	284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	
					1-327	285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	
					1-328	286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸	トリクロピル	
					1-329	287	2, 4, 6-トリクロロフェノール		
					1-330	288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	
					1-331	289	1, 2, 3-トリクロロプロパン		
					1-332	290	トリクロロベンゼン		
					1-333	685	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド	キャプタン	
					1-334	686	トリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート		
					1-335	292	トリブチルアミン		
					1-336	293	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラートリイジン	トリフルラリン	
					1-337	528	トリブロモメタン	ブロモホルム	
					1-338	687	トリメチルアミン		
					1-339	688	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩		
					1-340	689	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブター-3-エン-2-オン		

第一種指定化学物質(8)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種	政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-341	690	N, N, N-トリメチルデカン-1-アミ ニウム塩			1-370	328	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン 酸)亜鉛	ジラム	
1-342	691	トリメチルベンゼン			1-371	329	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン 酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバマ イルチオ亜鉛)	ポリカーバメ ート	
1-343	692	2, 4, 4-トリメチルペンター-1-エン及 び2, 4, 4-トリメチルペンター-2-エン の混合物			1-372	703	ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラ ト)銅		
1-344	693	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イ ルメトキシ)プロピル]シラン			1-373	704	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カッパ S)-ピリジン-1(2H)-オラト-カッ パO]亜鉛(II)		
1-345	298	トリレンジイソシアネート			1-374	705	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピ ペリジル)=セバケート		
1-346	299	トルイジン		●	1-375	706	ビス(トリブチルスズ)=オキシンド		●
1-347	300	トルエン			1-376	707	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アル カンアミド(アルカンの構造が直鎖であ り、かつ、当該アルカンの炭素数が8、1 0、12、14、16又は18のもの及びそ の混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9 -エンアミド及び(9Z, 12Z)-N, N- ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ -9, 12-ジエンアミド並びにこれらの 混合物		
1-348	694	ナトリウム=アルケンスルホナート(アル ケンの炭素数が14から16までのもの 及びその混合物に限る。)及びナトリウ ム=ヒドロキシアリカンスルホナート(アル カンの炭素数が14から16までのもの 及びその混合物に限る。)並びにこれ らの混合物			1-377	331	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O -エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス	
1-349	695	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5) -ピリジン-2-チオラート			1-378	332	砒素及びその無機化合物		●
1-350	696	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベン ゼンスルホナート			1-379	333	ヒドラジン		
1-351	530	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オ ラート			1-380	708	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル) ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及び ナトリウム塩		
1-352	302	ナフタレン		●	1-381	336	ヒドロキノ		
1-353	697	鉛及びその化合物		●	1-382	337	4-ビニル-1-シクロヘキセン		
1-354	308	ニッケル			1-383	340	ビフェニル		
1-355	309	ニッケル化合物		●	1-384	341	ビペラジン		
1-356	698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩			1-385	709	ビペロナル	ヘリオトロピン	
1-357	312	オルト-ニトロアニリン			1-386	342	ピリジン		
1-358	314	パラ-ニトロクロロベンゼン			1-387	343	ピロカテコール	カテコール	
1-359	316	ニトロベンゼン			1-388	346	2-フェニルフェノール		
1-360	317	ニトロメタン			1-389	347	N-フェニルマレイミド		
1-361	318	二硫化炭素			1-390	348	フェニレンジアミン		
1-362	319	1-ノナノール	ノルマル-ノ ニルアルコール		1-391	349	フェノール		
1-363	321	バナジウム化合物			1-392	350	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2- ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシク ロプロパニカルボキシラート	ペルメトリン	
1-364	699	パラホルムアルデヒド			1-393	351	1, 3-ブタジエン		●
1-365	700	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウ ムの塩(アルキル基の構造が直鎖であ り、かつ、当該アルキル基の炭素数が1 2、14、16、18又は20のもの及びそ の混合物に限る。)			1-394	710	フタル酸ジオクチル		
1-366	701	2, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メ チルチオ-1, 3, 5-トリアジン	プロメトリン		1-395	354	フタル酸ジブチル		
1-367	323	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチル チオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン		1-396	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		
1-368	702	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブタ -2-エンジオアート			1-397	356	フタル酸ブチル=ベンジル		
1-369	325	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅又 は有機銅		1-398	711	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シク ロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン		

第一種指定化学物質(9)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-399	357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソ プロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4 H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン	
1-400	712	ターシャリーブチル=2-エチルペルオ キシヘキサノアート		
1-401	358	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エ チルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベン ゾヒドラジド	テブフェノジド	
1-402	360	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)- 1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン 酸メチル	ベノミル	
1-403	361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ- 2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロ ピオナート	シハロホップブ チル	
1-404	362	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6- ジイソプロピル-4-フェノキシフェニ ル)チオ尿素	ジアフェンチウ ロン	
1-405	713	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル =アセタート		
1-406	714	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル =アセタート		
1-407	363	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4- ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル) -1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3 H)-オン	オキサジアゾ ン	
1-408	715	1-(5-ターシャリーブチル-1, 3, 4- チアジアゾール-2-イル)-1, 3- ジメチル尿素	テブチウロン	
1-409	716	2-(4-ターシャリーブチルフェニル) -2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリ フルオロメチルフェニル)プロパン酸=2- メトキシエチル	シフルメトフェ ン	
1-410	717	3-(4-ターシャリーブチルフェニル) プロパナール		
1-411	718	3-(4-ターシャリーブチルフェニル) -2-メチルプロパナール		
1-412	719	2-ターシャリーブチルフェノール		
1-413	369	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ) シクロヘキシル=2-プロピニル=スル フィット	プロパルギット 又はBPPS	
1-414	374	ふっ化水素及びその水溶性塩		
1-415	375	2-ブテナール		
1-416	720	2-ターシャリーブトキシエタノール		
1-417	376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	
1-418	721	フルフラール		
1-419	378	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミ ン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ	
1-420	380	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-121 1	
1-421	722	4-ブロモ-2-(4-クロロフェニル) -1-エトキシメチル-5-(トリフルオ ロメチル)ピロール-3-カルボニトリル	クロルフェナピ ル	
1-422	723	3-ブロモ-N-[4-クロロ-2-メチ ル-6-(メチルカルバモイル)フェニ ル]-1-(3-クロロピリジン-2-イ ル)-1H-ピラゾール-5-カルボキ サミド	クロラントラニ リプロール	

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-423	381	ブロモジクロロメタン		
1-424	382	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-130 1	
1-425	383	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル- 6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピ リミジン-2, 4-ジオン	ブロマシル	
1-426	724	3-(3-ブロモ-6-フルオロ-2-メ チルインドール-1-イルスルホニル) -N, N-ジメチル-1, 2, 4-トリアゾ ール-1-スルホンアミド	アミスルブロム	
1-427	384	1-ブロモプロパン		
1-428	385	2-ブロモプロパン		●
1-429	386	ブロモメタン	臭化メチル	
1-430	388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ- 1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ- 6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキ サチエピン=3-オキシド	エンドスルファ ン又はベンゾ エピン	
1-431	389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ク ロリド		
1-432	725	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリス(2-ヒド ロキシエチル)-1, 3, 5-トリアジン		
1-433	726	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペ ンタ[g]イソクロメン		
1-434	390	ヘキサメチレンジアミン		
1-435	391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		
1-436	392	ヘキサン		
1-437	727	ヘキサンジヒドラジド		
1-438	728	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート		
1-439	729	1-ヘキセン		
1-440	393	ベタナフトール		
1-441	730	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ- 2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a- ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-イ ンデン	ヘプタクロルエ ポキシド	
1-442	731	ヘプタン		
1-443	732	5-ヘプチルオキシラン-2-オン		
1-444	394	ペリリウム及びその化合物		●
1-445	395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		
1-446	733	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA) 及びその塩		
1-447	396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン 酸)	PFOS	
1-448	397	ベンジリジン=トリクロリド		●
1-449	734	2-ベンジリデンオクタナール		
1-450	398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	
1-451	399	ベンズアルデヒド		
1-452	400	ベンゼン		●
1-453	401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2- 無水物		

第一種指定化学物質(10)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-454	735	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール		
1-455	402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセト	
1-456	403	ベンゾフェノン		
1-457	404	ペンタクロロフェノール		●
1-458	405	ほう素化合物		
1-459	406	ポリ塩化ビフェニル	PCB	●
1-460	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		
1-461	408	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		
1-462	410	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		
1-463	409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		
1-464	411	ホルムアルデヒド		●
1-465	412	マンガン及びその化合物		
1-466	736	無水酢酸		
1-467	413	無水フタル酸		
1-468	415	メタクリル酸		
1-469	420	メタクリル酸メチル		
1-470	422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	
1-471	424	メチル=イソチオシアネート		
1-472	737	メチルイソブチルケトン		
1-473	738	メチル=2-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート		
1-474	739	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸	オレオイルザルコシン	
1-475	426	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン	カルボフラン	
1-476	427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC	
1-477	428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	
1-478	431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリレート	アゾキシストロビン	
1-479	433	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	
1-480	740	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩	
1-481	741	N-メチルジデカン-1-イルアミン		
1-482	436	アルファ-メチルスチレン		
1-483	742	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1, 2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン	ジメタメトリン	

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-484	743	メチル=ドデカノアート		
1-485	744	(E)-3-メチル-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン		
1-486	438	メチルナフタレン		
1-487	745	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン	
1-488	439	3-メチルピリジン		
1-489	746	N-メチル-2-ピロリドン		
1-490	747	2-メチルプロパン-2-チオール		
1-491	557	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム	
1-492	748	3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1, 6-ジエンの反応生成物であって、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの		
1-493	442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル	
1-494	443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル	
1-495	444	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート	トリフロキシストロビン	
1-496	445	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルトトリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル	
1-497	446	4, 4'-メチレンジアニリン		
1-498	448	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート		
1-499	749	3-メトキシアニリン		
1-500	750	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド	メトミノストロビン	
1-501	751	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール		
1-502	449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメディファム	
1-503	450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ	
1-504	752	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン		
1-505	453	モリブデン及びその化合物		
1-506	753	硫化(2, 4, 4-トリメチルペンテン)		
1-507	754	硫酸ジメチル		
1-508	456	りん化アルミニウム		

第一種指定化学物質(11)・第二種指定化学物質(1)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-509	562	りん酸ジブチル＝フェニル		
1-510	457	りん酸ジメチル＝2, 2-ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP	
1-511	458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)		

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	特定 第一種
1-512	459	りん酸トリス(2-クロロエチル)		
1-513	460	りん酸トリトリル		
1-514	461	りん酸トリフェニル		
1-515	462	りん酸トリブチル		

第二種指定化学物質

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

(令和5年4月現在)

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名	政令 番号	管理 番号	物質名称	別名
2-001	6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		2-020	109	オルトクロロトルエン	
2-002	755	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル		2-021	110	パラクロロトルエン	
2-003	19	1-アミノ-9, 10-アントラキノン		2-022	766	(E)-N-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエテン-1, 1-ジアミン	ニテンピラム
2-004	756	2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノ	ACN	2-023	114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン
2-005	757	イソプロピルアンモニウム=(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル)ニコチナート	イマザピル又はイマザピルイソプロピルアミン塩	2-024	116	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス
2-006	42	2-イミダゾリジンチオン		2-025	767	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキサミド	クロルフタリム
2-007	43	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン	2-026	768	1-(4-クロロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ジフルベンズロン
2-008	758	エチルメチルケトンペルオキシド		2-027	769	4-[3-(4-クロロフェニル)-3-(3, 4-ジメトキシフェニル)アクリロイル]モルホリン	ジメトモルフ
2-009	759	6-エトキシ-1, 2-ジヒドロ-2, 2, 4-トリメチルキノリン	エトキシキン	2-028	118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	ミクロブタニル
2-010	476	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン		2-029	770	4-クロロフェニル=2, 4, 5-トリクロロフェニル=スルホン	テトラジホン
2-011	67	2, 3-エポキシ-1-プロパノール		2-030	119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール
2-012	70	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a 安息香酸塩及び エマメクチンB1b 安息香酸塩の混合物	2-031	771	[2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2, 4, 4-トリメチル-1, 3-オキサゾリジン-3-イル](1H-イミダゾール-1-イル)メタノン	
2-013	760	塩化ベンゾイル		2-032	772	3-クロロ-1, 2-プロパンジオール	
2-014	761	オクタン		2-033	131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	
2-015	762	オクタン-1-チオール		2-034	773	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル)(2, 3, 4-トリメトキシ-6-メチルフェニル)メタノン	ピリオフェノン
2-016	763	(2-クロロエチル)トリメチルアンモニウム＝クロリド		2-035	482	酢酸ベンジル	
2-017	764	クロロシクロヘキサン		2-036	137	シアナミド	
2-018	479	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ノバルロン				
2-019	765	1-[4-[2-クロロ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-2-フルオロフェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	フルフェノクスロン				

第二種指定化学物質(2)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名
2-037	138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット
2-038	774	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-アルファ,アルファ,アルファトリフルオロ-パラトリル)-D-バリナート	フルバリネート
2-039	775	アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シペルメトリン
2-040	139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン
2-041	140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロパトリン
2-042	485	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン
2-043	776	1-[2-(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル]-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	シクロスルファムロン
2-044	777	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン	シプロジニル
2-045	155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	
2-046	488	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン
2-047	489	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン	
2-048	493	N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサカルボキサミド	フェンヘキサミド
2-049	170	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール
2-050	499	(RS)-1-[2,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ルフェヌロン
2-051	189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
2-052	193	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン 又はジスルホトン
2-053	501	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナ	Ciダイレクトブラック38
2-054	778	[3-(4,5-ジヒドロイソキサゾール-3-イル)-4-メチル-2-メチルフェニル](5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタノン	
2-055	204	ジフェニルエーテル	
2-056	205	1,3-ジフェニルグアニジン	

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名
2-057	779	2',4'-ジフルオロ-2-(3-トリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンアニリド	
2-058	216	N,N-ジメチルアニリン	
2-059	780	3,7-ジメチルオクタ-1,6-ジエン-3-イル=アセタート	酢酸リナリル
2-060	781	(E)-3,7-ジメチルオクタ-2,6-ジエン-1-オール	ゲラニオール
2-061	782	S,S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3,5-ジカルボチオアート	ジチオピル
2-062	783	N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミン	
2-063	784	(RS)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン	トリアジフラム
2-064	785	2,2-ジメチルブタン酸=3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル	スピロジクロフェン
2-065	234	臭素	
2-066	235	臭素酸の水溶性塩	
2-067	253	チオリン酸O-4-ブromo-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス
2-068	786	デカヒドロナフタレン	
2-069	276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン
2-070	278	トリエチレンテトラミン	
2-071	291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	
2-072	787	1,3,5-トリス[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン	
2-073	788	2,4,6-トリニトロトルエン	
2-074	294	2,4,6-トリブromoフェノール	
2-075	789	(1R,2R,4R)-1,7,7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=アセタート及び(1S,2S,4S)-1,7,7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=アセタートの混合物	イソボルニル=アセタート
2-076	295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	
2-077	301	トルエンジアミン	
2-078	306	二アクリル酸ヘキサメチレン	
2-079	790	ニトロエタン	
2-080	315	オルト-ニトロトルエン	
2-081	791	ノナン	
2-082	792	2,2-ビス(ブromoメチル)プロパン-1,3-ジオール	ジブromoネオペンチルグリコール
2-083	330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	
2-084	793	ビス(りん酸)三亜鉛	
2-085	794	4-ヒドロキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸プロピル

第二種指定化学物質(3)

*1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量 %以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上）含む製品が化管法適用対象です。

*2：管理番号順のリストは以下をご確認ください。

管理番号リスト：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名
2-086	795	2-ヒドロキシ安息香酸(Z)-3-ヘキセニル	
2-087	334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	
2-088	338	2-ビニルピリジン	
2-089	796	2-フェノキシエチル=イソブチレート	
2-090	797	フェノチアジン	
2-091	798	ブター-2-イン-1, 4-ジオール	
2-092	352	フタル酸ジアリル	
2-093	799	フタル酸ジイソブチル	
2-094	353	フタル酸ジエチル	
2-095	800	フタル酸ジトリデシル	
2-096	801	N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファトリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラートルイジン	ベスロジン又はベンフルラリン
2-097	359	ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	
2-098	802	3-(5-ターシャリーブチル-1, 2-オキサゾール-3-イル)-1, 1-ジメチル尿素	イソウロン
2-099	803	N-ブチルカルバミド酸=3-ヨード-2-プロピニル	
2-100	804	3-ターシャリーブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル	ターバシル
2-101	805	5-ターシャリーブチル-3-[2, 4-ジクロロ-5-(プロパー-2-イン-1-イルオキシ)フェニル]-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアルギル
2-102	806	1-(4-ターシャリーブチル-2, 6-ジメチル-3, 5-ジニトロフェニル)エタノン	
2-103	364	ターシャリーブチル=4-[[[(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート	フェンピロキシメート
2-104	807	1-ターシャリーブチル-1-(3, 5-ジメチルベンゾイル)-2-(3-メトキシ-2-メチルベンゾイル)ヒドラジン	メトキシフェノジド
2-105	366	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	
2-106	368	4-ターシャリーブチルフェノール	
2-107	370	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジン	ピリダベン
2-108	371	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド
2-109	372	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
2-110	377	フラン	

政令 番号	管理 番号	物質名称	別名
2-111	808	4'-フルオロ-N-イソプロピル-2-(5-トリフルオロメチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルオキシ)アセトアニリド	フルフェナセット
2-112	809	5-プロパン-1-イル-6-(2, 5, 8-トリオキサドデカン-1-イル)-1, 3-ベンゾジオキソール	ピペロニルブトキシド
2-113	810	3-プロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	シアントラニブロール
2-114	811	ヘキサフルオロプロペン	
2-115	812	ヘキサン酸エチル	カブロン酸エチル
2-116	813	2-ベンジリデンヘプタナール	
2-117	814	ベンゼン-1, 2, 4, 5-テトラカルボン酸	
2-118	815	ホルムアミド	
2-119	414	無水マレイン酸	
2-120	417	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	
2-121	419	メタクリル酸ブチル	
2-122	429	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロンメチル
2-123	432	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリル)-1, 3, 5-トリアザペンター-1, 4-ジエン	アミラズ
2-124	816	2-(4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)プロパン-2-イル=アセタート	酢酸テルピニル
2-125	553	6-メチル-1, 3-ジチオ[4, 5-b]キノキサリン-2-オン	
2-126	817	4-メチル-2, 4-ジフェニルペンター-1-エン	
2-127	434	メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキササムイミデート	オキサミル
2-128	818	2-メチル-N-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパンアミド	フルタミド
2-129	440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	
2-130	819	7-メチル-3-メチレンオクター-1, 6-ジエン	ミルセン
2-131	820	2-メルカプトエタノール	
2-132	452	2-メルカプトベンゾチアゾール	
2-133	821	ラクトニトリル	
2-134	822	硫酸ジエチル	

安衛法に基づく表示・文書交付制度(1)

安衛法における表示・文書交付制度の目的・概要

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）は昭和47年に制定された法律で、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的とした法律です。
- 職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取り扱い方法等を知らなかったことで、爆発や中毒等の労働災害が発生した事例がしばしば報告されています。
- このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性などの情報が確実に伝達され、情報入手した事業者が、情報を活用してリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが重要です。
- 安衛法では、労働者に危険や健康障害を及ぼすおそれのある物質について、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みとして、ラベル・SDSによる情報伝達及びリスクアセスメントを行うべきことを規定しています。
- 具体的には、労働安全衛生法施行令別表第9及び別表第3第1号に掲げる化学物質及びその製剤について、
 - ①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示
 - ②安全データシート（SDS）の交付
 - ③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置
 の3つの対策を講じなければならないこととなっています。

安衛法に基づくラベル表示・SDS交付制度の対象物質

【義務となっているもの】（※令和6年10月1日現在）

以下の(1)～(3)に該当する896物質及びそれを含有する混合物（表示・通知義務対象物質のページを参照）

- (1) 労働安全衛生法施行令別表第3第1号で定める製造許可物質（7物質）
- (2) 労働安全衛生法施行令別表第9で定める表示・通知義務対象物質（889物質）
- (3) 上記物質を含有する混合物（表示・通知義務対象物質ごとに裾切値^{*1}が定められています）

^{*1} 当該物質の含有量がその値未満の場合、ラベル表示・SDS交付の義務の対象とならない

【努力義務となっているもの】

労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15に基づき、表示義務又は文書交付義務の対象物質以外の危険有害性^{*2}を有するすべての化学物質及びそれを含有する混合物についても、ラベル表示及びSDS交付が努力義務とされています。

^{*2} JIS Z 7252において、危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するもの

【主として一般消費者の生活の用に供するための製品^{*3}は除きます】

^{*3} これには以下のものが含まれます。

- ① 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品
- ④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- ⑤ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては適用除外となりません。
- ⑥ 家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。ただし、いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても適用除外とはなりません。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(2)

ラベルの記載事項について

ラベルに記載する事項は以下のとおりです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。

①名称

- ・ 化学物質又は製品の名称を記載してください。
- ・ ラベル表示の名称とSDSの名称を一致させます。

②注意喚起語

- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言（「危険」又は「警告」）を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質に割り当てられた注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

③人体に及ぼす作用

④安定性及び反応性

- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質の「危険有害性情報」を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

⑤貯蔵又は取扱い上の注意

- ・ 化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するため取るべき措置を記載してください。

⑥標章（絵表示／ピクトグラム）

- ・ 黒いシンボル、十分幅広い赤い枠で表記してください。1 cm²以上の大きさが望ましいです。
- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた標章（絵表示）を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質の危険有害性を示す標章（絵表示）を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

⑦表示をする者の氏名、住所及び電話番号

- ・ 化学物質等を譲渡・提供する者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号を記載してください。
なお、当該化学品の国内製造業者又は輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこととされています。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(3)

ラベル表示の方法

- 容器・包装に、ラベルを印刷又は貼付します。
- 二重包装の場合は原則として内側の包装に表示します。
- 表示事項等のすべてを印刷し、又は票せんをはりつけることが困難なときは、ラベルの記載事項のうち②から⑥までは、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができます。
- ラベルは日本語で表示します。事業場内では、取り扱う労働者が理解できる言語で表示するようにしましょう。

ラベルに関する固形物の適用除外

純物質	ラベル表示の対象物の純物質のうち、下記の金属*については、粉状以外（塊、板、棒、線など）の場合はラベル表示の適用除外となります。 *アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン、ロジウム
混合物	ラベル表示の対象物を含有する製剤（混合物）のうち、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状*にならない物はラベル表示の適用除外となります。 *粉状とは、流体力学的粒子径が0.1 mm以下のインハラブル（吸引力）粒子を含むものをいいます。 *具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレットなどは原則適用除外となります。

＜適用除外とならない危険物または皮膚腐食性のあるもの＞

以下のものは適用除外となりません。

- 1 危険物（安衛令別表第一に掲げるもの）
- 2 可燃性の物等爆発または火災の原因となるおそれのある物
- 3 皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（例えば酸化カルシウム、水酸化ナトリウムなどを含む製剤）

※具体的には、GHS分類の危険有害性クラスで物理化学的危険性または皮膚腐食性を有するもの

固形物の適用除外はラベル表示のみです。SDSの交付は必要です。

SDS交付の方法

- 文書の交付のほか、相手方が容易に確認できる方法であれば、以下の方法による通知が可能です。
 - ・磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
 - ・FAX送信、電子メール送信
 - ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求めること
- SDSの交付は、化学品を譲渡提供する時までに行います。
- 継続的に反復して譲渡提供する場合においては、一度SDS交付を行えば、都度交付する必要はないとされていますが、交付漏れのないようにする必要があります。
- SDSは日本語で記載します。事業場内では、取り扱う労働者が理解できる言語で記載するようにしましょう。

表示・文書交付対象物質については、リスクアセスメントの実施が義務づけられています（安衛法第57条の3）。
労働災害防止のため、危険有害性に応じたリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を講ずるよう取り組みましょう。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(4)

SDSの記載事項について

SDS（安全データシート）に記載する事項は以下のとおりです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。記載に当たっては、厚生労働省が作成し公表しているモデルSDS (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx) を参考にすることができます。

①名称

- 化学物質又は製品の名称を記載してください。 ・ SDSの名称とラベルの名称を一致させます。

②成分及びその含有量

- 含有する成分の化学物質名称を列記し、含有量（原則重量%）を記載します。
- CAS番号、別名、官報公示整理番号を記載すればなお良いです。

③物理的及び化学的性質

- モデルSDSなどを参考にして、化学物質の外観、pH、融点、沸点、引火点、蒸気圧、溶解度等を記載します。

④人体に及ぼす作用

- 急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、発がん性等の有害性に関するGHS分類情報を記載します。
- 混合物の場合、混合物としての有害性を記載することが原則ですが、混合物としての有害性データが無い場合には、含有する対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- 記載内容を5年以内ごとに1回確認し、変更があるときは確認後1年以内に更新してください。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知します。

⑤貯蔵又は取扱い上の注意

- 適切な保管条件、混触禁止物質との分離を含めた取扱い上の注意、管理濃度や許容濃度等、設備対策や保護具等の情報を記載します。このうち、保護具については、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を記載してください。

⑥流出その他の事故が発生した場合に講ずべき応急の措置

- 吸入、付着、眼に入った又は飲み込んだ場合の措置等、適切な消火剤又は使用してはならない消火剤、退避措置、立入禁止措置、保護具の使用等を記載します。

⑦通知を行う者の氏名、住所及び電話番号

- 化学物質等を譲渡・提供する者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号を記載してください。なお、当該化学品の国内製造業者又は輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いです。

⑧危険性又は有害性の要約

- 原則として、GHS分類に基づき決定された危険有害性クラス及び区分、標章（絵表示）、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載してください。
- 混合物の場合、混合物全体として記載することが原則ですが、混合物としての分類がなされていない場合には、含有する対象物質の純物質としての危険性又は有害性を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- 標章（絵表示）は白黒で差し支えありません。粉じん爆発危険性等の記載が望ましいです。

⑨安定性及び反応性

- 化学物質等の危険性に関する情報（避けるべき条件、混触危険物質、予想される危険有害な分解生成物）を記載します。

⑩想定される用途及び当該用途における使用上の注意

- 化学品の推奨用途や使用上の制限に相当する内容を記載します。

⑪適用される法令

- 化学物質等に適用される法令の名称及び当該法令に基づく規制に関する情報を記載します。

⑫その他参考となる事項

- 出典その他、当該物質を取り扱う上で重要な事項を記載してください。

安衛法法令等(1) (令和6年10月1日現在。以下同じ)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

（表示等）

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあっては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

（文書の交付等）

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者については、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）（抄）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあっては、粉状のものに限る。）

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

（名称等を通知すべき危険物及び有害物）

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九、別表第三第一号（略） ※対象物質及び厚生労働省令で定める裾切値の一覧は表示・通知義務対象物質のページに掲載

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第三十条 令第十八条第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。

一 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）

二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

第三十一条 （略） ※対象物質及び厚生労働省令で定める裾切値の一覧は表示・通知義務対象物質のページに掲載

安衛法法令等(2)

労働安全衛生規則(抄) つづき

(名称等の表示)

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号口から二まで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

第三十三条の二 事業者は、令第十七条に規定する物又は令第十八条各号に掲げる物を容器に入れ、又は包装して保管するとき（法第五十七条第一項の規定による表示がされた容器又は包装により保管するときを除く。）は、当該物の名称及び人体に及ぼす作用について、当該物の保管に用いる容器又は包装への表示、文書の交付その他の方法により、当該物を取り扱う者に、明示しなければならない。

(文書の交付)

第三十四条 法第五十七条第二項の規定による文書は、同条第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときは、この限りでない。

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第三十四条の二 令第十八条の二第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。

第三十四条の二の二 (略) ※対象物質及び厚生労働省令で定める裾切値の一覧は表示・通知義務対象物質のページに掲載

(名称等の通知)

第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達とする。

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 危険性及び有害性の要約
- 三 安定性及び反応性
- 四 想定される用途及び当該用途における使用上の注意
- 五 適用される法令
- 六 その他参考となる事項

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までにしなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

2 法第五十七条の二第一項の通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、同項第四号の事項について、直近の確認を行つた日から起算して五年以内ごとに一回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から一年以内に、当該事項に変更を行わなければならない。

3 前項の者は、同項の規定により法第五十七条の二第一項第四号の事項に変更を行つたときは、変更後の同号の事項を、適切な時期に、譲渡し、又は提供した相手方の事業者へ通知するものとし、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の当該事項を、当該相手方の事業者が閲覧できるようにしなければならない。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一・四—ジクロロ—ニ—ブテン、鉛、一・三—ブタジエン、一・三—プロパンスルホン、硫酸ジエチル、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもこの場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者の求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されるつて行うことができる。ことを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならない。

安衛法法令等(3)

労働安全衛生規則(抄) つづき

【ラベル表示とSDS交付の努力義務にかかる規定】

(危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等)

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において「危険有害化学物質等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

ホ 注意喚起語

ヘ 安定性及び反応性

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。)を、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 想定される用途及び当該用途における使用上の注意

十一 適用される法令

十二 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項第四号の事項について、直近の確認を行つた日から起算して五年以内ごとに一回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から一年以内に、当該事項に変更を行うように努めなければならない。

3 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、第一項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

第二十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡し又は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前二条の規定による表示又は通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章 (平成18年厚生労働省告示第619号)

労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本産業規格Z七二五三(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に定める絵表示とする。ただし、法第五十七条第一項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあつては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識

二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項及び第二十四条の十五第一項の規定に基づき化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの (平成24年厚生労働省告示第150号)

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項及び第二十四条の十五第一項の化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものは、日本産業規格Z七二五三(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))の附属書A(A.4を除く。)の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする。

安衛法法令等(4)

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針 (平成24年厚生労働省告示第133号)

(目的)

第一条 この指針は、危険有害化学物質等（労働安全衛生規則（以下「則」という。）第二十四条の十四第一項に規定する危険有害化学物質等をいう。以下同じ。）及び特定危険有害化学物質等（則第二十四条の十五第一項に規定する特定危険有害化学物質等をいう。以下同じ。）の危険性又は有害性等についての表示及び通知に関し必要な事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物（危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第308号）第十八条各号及び同令別表第三第一号に掲げる物をいう。以下「化学物質等」という。）に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

(譲渡提供者による表示)

- 第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあっては、その容器）に、則第二十四条の十四第一項各号に掲げるもの（以下「表示事項等」という。）を表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、表示事項等を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行うものとする。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等（則第二十四条の十四第一項第一号イに掲げるものを除く。）については、これらを印刷した票箋を当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。
- 3 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等に変更が生じた場合には、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めによることができる。

(譲渡提供者による通知等)

第三条 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、則第二十四条の十五第一項に規定する方法により同項各号の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。

(事業者による表示及び文書の作成等)

- 第四条 事業者（化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。）は、容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあっては、当該容器。第三項において「容器等」という。）に、表示事項等を表示するものとする。
- 2 第二条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
- 3 事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。
- 一 当該容器等に名称及び人体に及ぼす作用を表示し、必要に応じ、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標準（平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号）において定める絵表示を併記すること。
 - 二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- 4 事業者は、化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所に、表示事項等を掲示するものとする。
- 5 事業者（化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。）は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る則第二十四条の十五第一項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。
- 6 事業者は、第二条第三項又は則第二十四条の十五第三項の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示（第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。）をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る則第二十四条の十五第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

(安全データシートの掲示等)

- 第五条 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第三条第一項の規定により通知された事項又は前条第五項の規定により作成された文書に記載された事項（以下この条においてこれらの事項が記載された文書等を「安全データシート」という。）を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。
- 2 事業者は、労働安全衛生法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。
- 3 事業者は、化学物質等を取り扱う労働者について当該化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、安全データシートを活用するものとする。

(細目)

第六条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

表示・通知義務対象物質

表示・通知義務対象物質及び厚生労働省令で定める裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページ（下記URLの「対象物質の一覧」）に掲載しています。

- ・その物質名で総称される異性体がある場合にはすべての異性体を含みます。
- ・ラベル裾切値、SDS裾切値は、当該物質の含有量（重量%）がその値未満の場合、ラベル・SDSの義務の対象とならない値です。

厚生労働省HP（URL）：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html



【対象物質の一覧（掲載データ）】

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト（令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行）
- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧（令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行）

化学物質管理強調月間が創設されます

新たな化学物質管理にかかる国際的な動きや化学物質規制が幅広い産業に適用されることを契機とし、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、関係団体等の協力のもと、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理強調月間が創設されます。

1 期間

毎年2月（第1回は、令和7年2月1日～2月28日）

2 実施事項

（1）主唱者・協力連携者・協賛者

- （ア）化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- （イ）スローガン等の選定
- （ウ）雑誌等を通じた広報
- （エ）事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等の開催
- （オ）「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通
- （カ）化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- （キ）事業者の実施事項についての指導援助
- （ク）その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- （ケ）（ア）～（ク）の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

（2）実施者

- （ア）事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- （イ）スローガン等の掲示
- （ウ）化学物質管理に関する優良職場、功績者等の表彰
- （エ）有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- （オ）化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施
- （カ）日常の化学物質管理の総点検

毒劇法に基づく容器等への表示及び情報提供について

毒物及び劇物取締法について

- 毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としています。
- 具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売又は授与（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っています。

- 毒物及び劇物取締法 Q & A

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/situmon/qa.pdf>

毒劇法における容器等への表示及び情報提供の義務

- 毒劇法における毒物又は劇物に該当する場合、容器・被包への表示、その毒物劇物の情報（SDS）の提供が義務となります。毒物・劇物に関わる以下の方々が対象となります。
 - ◇ 毒物劇物の製造、輸入、販売又は授与を行う方（製造業者、輸入業者、販売業者）
主な対象：化学品の製造業者、輸入業者、販売店、小売店の方
※製造・輸入については、販売又は授与の目的での製造・輸入に限ります。
 - ◇ 毒物劇物を使用される方（業務上取扱者）
主な対象：試験研究機関、特定の農薬を使用する農業団体の方
- なお、以下に該当する場合、SDS提供の義務はありません（容器等への表示義務はあります）。
 - ◇ 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
 - ◇ 毒物及び劇物取締法施行令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

毒物・劇物とは

- 毒劇法における毒物・劇物は、以下に記載されています。
毒物：毒劇法別表第1、毒物及び劇物指定令（以下「指定令」という。）第1条に記載されている物質
劇物：毒劇法別表第2、指定令第2条に記載されている物質
- 毒劇法別表や指定令には、毒物・劇物が以下のように記載されています。
 1. 物質名のみ記載されている場合
例) キシレン
→ 化学的純品（毒劇法においては「原体」という。いわゆる100%の物質）のみ対象となる。
例えば、キシレン50%を含有する製剤は、毒劇法の対象外となる。
 2. 「〇〇を含有する製剤」と記載されている場合（以下の3、4の場合を除く）
例) クロルピクリンを含有する製剤
→ クロルピクリンがどのような濃度であっても、毒劇法の対象となる。
ただし、不純物（意図的に添加していないもの）は除く。
 3. 「〇〇を含有する製剤。ただし、△%以下を含有するものを除く」と記載されている場合
例) 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
→ 5%以下の水酸化ナトリウム製剤については、対象外となる。
 4. 物質名の後ろに、「ただし、次に掲げるものを除く。」と記載されている場合
例) 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 四酸化三鉛 ロ ヒドロオキシ炭酸鉛 ハ 硫酸鉛
→ イ～ハに掲げている除外品目に該当すれば、対象外となる。

毒物劇物の原体・製剤と該当性について

毒物・劇物の原体、製剤とは

- 原体とは、原則として製剤化していない化学的純品を指すものですが、そのうち次のものについても、製剤ではなく原体とみなされます。
 - (1) 原体に着色、着香、当該毒物又は劇物の安定又は危害の防止の目的で純度に影響がない程度に他の化学物質の添加を行ったもの
 - (2) 原体に物理的な加工(粉碎、造粒、打錠、結晶化等)のみを行ったもの
 - (3) 原体に製造過程等に由来する不純物を含むもの
- また、工業用トルエンや工業用キシレンのように、日本産業規格にて規格が定められている場合は、その規格に合致するものも、それぞれの原体とみなします。
- 一方で、概ね、以下の概念を満たすものを「製剤」とみなしています。
指定令において「〇〇を含有する製剤」と規定されている場合は、製剤が毒物又は劇物に該当します。

【製剤】

- (1) 薬剤又はこれに類するもので、物質的機能を利用するもの
- (2) 希釈、混合、粉碎、ろ過等を含む調整行為が加えられたもの
- (3) 当該成分を利用する意図をもって調整されたもの

これに対し、以下のものは一般には当該成分の「製剤」とはみなしません。

【製剤ではないもの】

- (1) 器具、機器、用具といった概念でとらえられるもの※ 1
- (2) 使用済みの廃液等、廃棄されたもの※ 2
- (3) 毒物又は劇物を不純物として含有しているもの

※ 1 器具、機器、用具といった概念でとらえられるもの例について

製剤に当たらない例：水銀体温計、自動車用バッテリー、劇物たる塗料で塗装された器具、機器類

製剤に当たる例：自動車用バッテリーに同梱された希硫酸のボトル、防虫目的で劇物を含ませた果実袋
通常の使用において、使用者が毒物又は劇物に直接ばく露しないようなものは、概ね器具、機器、用具に当たり製剤とはみなしませんが、判断がつかない場合は、お問い合わせください。

※ 2 使用済みの廃液等、廃棄されたものの例について

製剤に当たらない例：社会的有用性・価値を失っており廃棄されたもの

製剤に当たる例：有価物として譲渡譲受されるもの、リサイクル原料となるもの、何らかの物質的機能を期待して譲渡譲受されるもの、金を抽出する目的で引き取られるシアン化金カリウム廃液等

毒物・劇物に該当しているかどうか調べる

お持ちの化学品が毒物劇物に該当しているかどうか、お調べするに当たっては事前に準備いただくことが必要になります。

まずは、製品中に含有する各化学物質の①名称、②濃度、③CAS番号について、SDSあるいは提供元に問い合わせてご確認ください。

ご準備いただきましたら、物質名又はCAS番号で毒物及び劇物を検索できる以下のデータベースを、ご利用ください。

ただし、必ずしも全ての毒物劇物を検索できるわけではないので、法令も併せてご確認ください。

(国立医薬品食品衛生研究所 毒物劇物の検索)

https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki_kennsaku.html

(製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム)

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

また、申請者用システムをお使いのパソコンにインストールすることにより、検索を行うこともできます。(ご使用に当たり、必要とされる性能やソフトウェアがあります。詳しくは下記URLの情報をご確認ください。)

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/denshi/shinsei.html>

上記により判断がつかない場合は、営業所等の所在する都道府県等自治体までお問い合わせください。

毒劇法に基づく容器・被包への表示について

ラベルの記載について、JIS Z 7253 との比較

- 毒劇法においては、毒物又は劇物の容器及び被包について、表示する事項を定めています。
- 毒劇法において義務づけられているラベルの記載事項と、JISにおいて規定されているラベルの記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、毒劇法以外に、化管法や安衛法の規制にもなっている物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

※参考：

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」（平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号）

毒物及び劇物取締法	JIS Z 7253
—	危険有害性を表す絵表示
—	注意喚起語
—	危険有害性情報
—	注意書き
毒物又は劇物の名称 （法第12条第2項第1号）	化学品の名称
毒物又は劇物の成分 （法第12条第2項第2号）	
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） （規則第11条の6第1号）	供給者を特定する情報
「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示 （法第12条第1項、第3項）	その他国内法令によって表示が求められる事項
毒物又は劇物の含量 （法第12条第2項第2号）	
厚生労働省令で定める毒物及び劇物について、その解毒剤の名称など （規則第11条の5、規則第11条の6第2号から第4号）	

（補足）

1. 毒物又は劇物の「名称」について

- ・ 名称の記載については、毒物・劇物の化学名を記載してください。
- ・ 商品名のあるときはその名称も併せて記載することが望ましいです。

2. 毒物又は劇物の「成分」について

- ・ 成分の記載については、法定名又は化学物質を特定できる名称とします。
- ・ 原則として、品目特定の観点から、法定名において、例えば、「無機シアン化合物」のように包括的に毒物又は劇物に指定されているものは、「シアン化カルシウム」のように化学物質を特定できる名称を記載するものとします。

3. 「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示について

- ・ 毒物・劇物については、①「医薬用外」の文字及び②毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については、白地に赤色をもって「劇物」の文字の記載が必要となります。

毒劇法に基づく情報提供について

SDSの記載について、JIS Z 7253 との比較

- 毒劇法においては、毒物又は劇物を販売又は授与する場合、その毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならないと定められています。
- 毒劇法において義務づけられているSDSの記載事項と、JISにおいて規定されているSDSの記載事項については、以下をご参照ください。
- なお、毒劇法以外に、化管法や安衛法の規制にもなっている物質につきましては、別途その法令ページをご確認ください。

※参考：

「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」（平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号）

毒物及び劇物取締法	JIS Z 7253
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名(名称)及び住所(所在地) (規則第13条の12第1号)	化学品及び会社情報
—	危険有害性の要約
名称並びに成分及びその含量 (規則第13条の12第3号)	組成及び成分情報
応急措置 (規則第13条の12第4号)	応急措置
火災時の措置 (規則第13条の12第5号)	火災時の措置
漏出時の措置 (規則第13条の12第6号)	漏出時の措置
取扱い及び保管上の注意 (規則第13条の12第7号)	取扱い及び保管上の注意
暴露の防止及び保護のための措置 (規則第13条の12第8号)	ばく露防止及び保護措置
物理的及び化学的性質 (規則第13条の12第9号)	物理的及び化学的性質
安定性及び反応性 (規則第13条の12第10号)	安定性及び反応性
毒性に関する情報 (規則第13条の12第11号)	有害性情報
—	環境影響情報
廃棄上の注意 (規則第13条の12第12号)	廃棄上の注意
輸送上の注意 (規則第13条の12第13号)	輸送上の注意
毒物又は劇物の別 (規則第13条の12第2号)	—
—	適用法令
—	その他の情報

毒劇法法令等(1)

毒物及び劇物取締法（抄）

（毒物又は劇物の表示）

第十二条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

- 一 毒物又は劇物の名称
- 二 毒物又は劇物の成分及びその含量
- 三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
- 四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

第二十二條 政令で定める事業を行う者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目
- 三 事業場の所在地
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

2、3 略

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十七条、第十八条並びに第十九条第三項及び第五項の規定は、第一項に規定する者（第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第七条第三項中「その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは「その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十五条の三、第十八条第一項並びに第十九条第三項及び第五項において同じ。）」と、第十五条の三中「都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十八条第一項、第十九条第四項及び第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

以下 略

毒物及び劇物取締法施行令（抄）

第四十条の九 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

毒劇法法令等(2)

毒物及び劇物取締法施行規則（抄）

（解毒剤に関する表示）

第十一条の五 法第十二条第二項第三号に規定する毒物及び劇物は、有機燐化合物及びこれを含有する製剤たる毒物及び劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、ニープリジルアルドキシムメチオサイド（別名PAM）の製剤及び硫酸アトロピンの製剤とする。

（取扱及び使用上特に必要な表示事項）

第十一条の六 法第十二条第二項第四号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

- 一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗剤で液体状のものに限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にかからないように注意しなければならない旨
 - ハ 眼に入つた場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨
- 三 毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入したジメチル－ニ・ニージクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用直前に開封し、包装紙等は直ちに処分すべき旨
 - ハ 居間等人が常時居住する室内では使用してはならない旨
 - ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使ってよく洗うべき旨
- 四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

（毒物劇物営業者等による情報の提供）

第十三条の十 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- 二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

- 一 文書の交付
- 二 電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

第十三条の十二 令第四十条の九第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

- 一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 毒物又は劇物の別
- 三 名称並びに成分及びその含量
- 四 応急措置
- 五 火災時の措置
- 六 漏出時の措置
- 七 取扱い及び保管上の注意
- 八 暴露の防止及び保護のための措置
- 九 物理的及び化学的性質
- 十 安定性及び反応性
- 十一 毒性に関する情報
- 十二 廃棄上の注意
- 十三 輸送上の注意

（令第四十一条第三号に規定する内容積）

第十三条の十三 令第四十一条第三号に規定する厚生労働省令で定める量は、四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては二百リットルとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては千リットルとする。

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

■ 経済産業省 産業保安・安全グループ化学物質管理課

[化管法に関するHP]

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL : 03-3501-1511 (代)

FAX : 03-3501-6604

[化管法に基づく情報提供に関するお問い合わせ]

E-mail : bz1-sds-meyasubako@meti.go.jp

労働安全衛生法(安衛法)

■ 厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

[職場のあんぜんサイト]

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL : 03-5253-1111 (代)

FAX : 03-3502-1598

毒物及び劇物取締法(毒劇法)

■ 厚生労働省 医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

[毒物劇物の安全対策]

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL : 03-5253-1111 (代)

FAX : 03-3593-8913

関連機関

■ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター

<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>

■ 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

化学物質情報管理研究センター

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/info_center.html

■ United Nations Economic Commission for Europe(UNECE)

<https://unece.org/about-ghs>

